

令和 8 年度

第 3 回 七尾市都市マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定委員会

次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

(1) 「第 2 回委員会意見内容対応結果及び有識者意見交換会内容」について

【資料①】

(2) 分野別方針について【資料②】

(3) 地域別構想について【資料③】

(4) 誘導施策・防災指針（具体的な取組）について【資料④】

(5) 評価指標・目標値について【資料⑤】

4. 閉会

## 都市マスタープラン及び立地適正化計画の策定スケジュール（案）

| 時期                       | 議題                                                                                                            | 都市<br>MP    | 立適<br>計画         | 備考 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------|----|
| R7 年<br>9 月 24 日         | <b>第 1 回策定委員会</b><br><b>【議題】</b><br>・策定方針<br>・現況・課題の整理<br>・将来目標                                               | ○<br>○<br>○ | ○<br>○           |    |
| R7 年<br>10 月 16 日        | <b>有識者意見交換</b><br><b>【内容】</b><br>・七尾市が抱える課題や目標に対する方針や<br>具体施策について意見交換<br>※12 月に意見反映結果を報告                      | ○           | ○                |    |
| R8 年<br>1 月 30 日         | <b>第 2 回策定委員会</b><br><b>【議題】</b><br>・将来都市構造（目指すべき都市構造）<br>・立地の適正化に関する基本的な方針<br>・居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設<br>・防災指針 | ○<br>○      | ○<br>○<br>○<br>○ |    |
| R8 年<br>6 月 1 日          | <b>有識者意見交換</b><br><b>【内容】</b><br>・防災指針（具体的な取組）について意見交換                                                        |             | ○                |    |
| R8 年<br>7 月 6 日          | <b>第 3 回策定委員会</b><br><b>【議題(案)】</b><br>・分野別方針<br>・誘導施策<br>・防災指針（具体的な取組）<br>・地域別構想<br>・評価指標・目標値                | ○<br><br>○  | ○<br>○<br>○      |    |
| R8 年<br>7 月 29 日         | <b>都市計画審議会（中間報告）</b>                                                                                          | ○           | ○                |    |
| R8 年<br>9 月中旬～<br>10 月中旬 | <b>パブリックコメント・住民説明会開催 2 回</b><br><b>【内容】</b><br>・都市計画マスタープラン案<br>・立地適正化計画案                                     | ○           | ○                |    |
| R8 年<br>12 月中下<br>旬      | <b>第 4 回策定委員会</b><br><b>【議題(案)】</b><br>・パブリックコメントや住民説明会を受けて<br>修正<br>・計画素案                                    | ○<br>○      | ○<br>○           |    |
| R9 年 2 月<br>中下旬          | <b>都市計画審議会（最終報告）</b>                                                                                          | ○           | ○                |    |

※現時点での案であり、状況に応じて変更する場合があります

## 第2回 七尾市都市マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定委員会 意見対応表

| 番号                                  | 意見概要                                                                                                             | 対応方針                                                                                                                |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)「第1回委員会意見内容対応結果及び有識者意見交換会内容」について |                                                                                                                  |                                                                                                                     |
| —                                   | —                                                                                                                | —                                                                                                                   |
| (2)将来目標・将来都市構造について                  |                                                                                                                  |                                                                                                                     |
| 1                                   | 将来都市構造図について、国道を中心に軸が描かれているが、七尾輪島線などの県道も事業推進のために位置付けてもらいたい。【能登委員】                                                 | 地域間交流軸(県道)についても路線名を追記しました。 <b>資料①P6</b>                                                                             |
| 2                                   | 七尾～金沢、七尾～富山、七尾～能登空港など、能登半島の中心的なハブになりうるという観光の目線も必要だと思う。車でなくても行けるバスなどの最低限のインフラがあることが分かったとよいと思う。【岡田委員】              | 広域的な観光の視点について、目標3に追記しました。 <b>資料①P5</b>                                                                              |
| 3                                   | 外環状線が整備されると状況が変わる。また、能越道も整備が進められており、広域的な視点でみることが重要。【川淵委員】                                                        | 土地利用の方針図に外環状線沿道を沿道サービスゾーンに位置づけ、政策展開方針に「用途地域の見直し」について追記しました。 <b>資料②P4・P5</b>                                         |
| 4                                   | 全国的にバス乗務員が不足している。さらに岐山地区などでは人口減少が進み、道も悪い。メーカーが中型バスを作らなくなってきており、大型バスでは入っていけないため、将来的にはハイエース等での運行等になるのではないかな。【奥村委員】 | 都市マス分野別方針の公共交通ネットワークの方針に、地域公共交通計画の内容を踏襲して、地域の実情に応じた公共交通サービスの適正化・効率化を追記しました。 <b>資料②P12</b>                           |
| 5                                   | 将来目標の目標③について、県が取り組んでいる施策として、自転車サイクルツーリズムによる交流の輪を広げて取組があるので、追加してもらいたい。【田中委員】                                      | 目標③に自転車ネットワークの形成を追記しました。 <b>資料①P5</b><br>都市マス分野別方針の観光交流の方針図に広域的自転車ネットワークとして、ナショナルサイクルルートの位置づけを追記しました。 <b>資料②P25</b> |
| 6                                   | 道路の復旧とまちづくりの相乗効果を狙った「能登半島の絶景海道」の施策もあるので、入れ込んでいただければよいと思う。【田中委員】                                                  | 都市マス分野別方針の観光交流の方針に、サイクルツーリズムに係る施策の促進について記述しました。 <b>資料②P25</b>                                                       |
| 7                                   | 観光や道路網・自然環境などネットワークだけでなく、(目標1～5の中で)広域的な視点で抜け落ちがないか確認するとよいと思う。【松本委員長】                                             | 目標4に広域的な視点から、能登半島国定公園について追記しました。 <b>資料①P5</b>                                                                       |
| 8                                   | 将来都市構造図について、観光の観点から和倉～中心市街地、和倉～能登島のルート強化を構造図に示すとよいと思う。【遠藤委員】                                                     | 都市マス分野別方針の観光交流促進の政策展開に観光交流拠点間の連携強化について追記するとともに、観光交流の方針図に「連携強化軸」として位置づけました。 <b>資料②P24・P25</b>                        |
| 9                                   | 日常生活と観光交流の視点がある。観光交流の移動手段についても検討いただければと思う。【松本委員長】                                                                | 都市マス分野別方針の観光交流促進の基本的な考え方に、市内の観光資源を周遊できる交通手段の充実について記述しました。 <b>資料②P24</b>                                             |

| 番号                             | 意見概要                                                                                                                                                                     | 対応方針                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前意見                           | 地区ごとの計画が各々で活動をしており、七尾市として復旧復興を行っていかなくてはいけないと思う。市で地区ごとの協議会の活動等を市全体で展開していけないか。【瀧委員】                                                                                        | 各地区のテーマや活動内容等を共有するための対策を検討していきます。                                                                                                                                                                                         |
| <b>(3)立地の適正化に関する基本的な方針について</b> |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                           |
| 10                             | 外環状線で居住誘導区域を定めると外側の用途地域に外れている地域はどのような考え方になるか。【能登委員】                                                                                                                      | 外環状線外側で用途地域が指定された地域については、居住環境の保全の観点から居住誘導区域外だからといって直ちに用途地域を廃止する必要はないと考えます。ただし、今後、宅地化が進んでいない地域については、土地利用の方針を整理した上で都市計画変更することも検討していきます。                                                                                     |
| 11                             | 外環状線の一部区間が整備され、沿道では商業施設が立地してきている。整備を進めている区間が整備された際の沿道土地利用をどのようにしていくのかで居住誘導区域が決まってくると思う。【田中委員】                                                                            | 外環状線整備後の沿道土地利用の方針については今後検討し、整理でき次第、都市マスを適宜、見直していきます。                                                                                                                                                                      |
| 12                             | 外環状線の内側の用途白地地域の方針などについても検討が必要だと思う。【松本委員長】                                                                                                                                | 外環状線内側の用途白地地域や用途地域変更の必要性については今後検討し、整理でき次第、都市マスを適宜、見直していきます。                                                                                                                                                               |
| 13                             | 中長期的な視点では、用途地域についても検討していく必要があると思う。【松本委員長】                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                           |
| 14                             | 和倉に誘導したい施設として、和倉温泉の総湯を誘導施設にしてはどうか。【遠藤委員】※事前説明時の意見を委員会の場で共有                                                                                                               | ご意見を踏まえ、温浴施設(総湯)を誘導施設に追記しました。 <b>資料①P12</b>                                                                                                                                                                               |
| 15                             | 目指す将来像について、車を運転できる若者は郊外に、運転できない高齢者は中心部に誘導してはどうか。【小川委員】※事前説明時の意見を委員会の場で共有                                                                                                 | ご意見について、目指す将来像の中で、若い世代の郊外への移住や関係人口としての滞在を示しています。また、高齢者についても中心部に誘導するイメージを示しています。                                                                                                                                           |
| 16                             | 20代後半から30代の身の回りの方にヒアリングをしてみた。大きなショッピングセンターはあまり必要としていない。おしゃれなカフェの意見が一番多かった。カラオケ、夜10時以降に気軽に入れるバー、おしゃれな道の駅・物産、新鮮な野菜が売っている朝市のような場所、ドラッグストアよりもスーパーマーケットがあるとよいという意見があった。【岡田委員】 | カフェ等の飲食店は、制度上、誘導施設としてされていないため、誘導施策に、飲食店の立地を促進する施策として、空き家を活用した創業支援を記載しました。 <b>資料④P1</b><br>ショッピングセンターは、七尾駅前パトリアの商業施設が該当し、今後も商業機能の立地を維持していくため、誘導施設として設定します。道の駅・物産は、道の駅能登食祭市場を今後も維持・強化すべきと考えます。施策への記述について調整します。 <b>資料④P1</b> |
| 事前意見                           | P8「立地の適正化に関する基本的な方針」に記載のある「まちづくりの方針(ターゲット)」に関して祭りの文化をどこかに取り入れることは出来ないか。【津田委員】                                                                                            | 祭の関連する文章を将来目標に追記しました。 <b>資料①P5</b>                                                                                                                                                                                        |

| 番号             | 意見概要                                                                                                                | 対応方針                                                                                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4)防災指針の検討について |                                                                                                                     |                                                                                                                                                |
| 17             | 居住誘導区域外のケアの観点から、移動販売の充実、オンライン診療などを日ごろから積極的に取り組み、日頃の生活の延長で発災時に対応がしやすいと思う。【岡田委員】                                      | ご意見について、将来目標の目標⑤【防災関連】の中に、日常からの公共施設の利用促進により発災時に円滑にできるようにすることを記載しています。 <b>資料①P5</b><br>また、居住誘導区域外について、誘導施策に買い物支援サービスの支援等について記載します。 <b>資料④P1</b> |
| 18             | 福祉分野の計画と整合はとれているか。【松本委員長】                                                                                           | 福祉課に第2回委員会資料を共有し、確認した結果、特に修正が必要な箇所は生じませんでした。                                                                                                   |
| 19             | 誘導施設の設定方針に防災の方針を踏まえた施設の設定をしてはどうか。【能登委員】                                                                             | 発災時に防災機能を発揮する施設については、都市機能誘導区域にのみ誘導するものではないため誘導施設として設定しませんが、方針や取組として防災の方針(都市マス)や防災指針(立適計画)に要配慮者を含めた防災対策について記述しました。 <b>資料②P23・資料④P2</b>          |
| 20             | 避難所が設置された際にフォローする介護施設のような施設が必要になる。そういうものを誘導施設に入れると災害に強いまちづくりになると思う。【能登委員】                                           |                                                                                                                                                |
| 21             | 災害が起きたときにどのような機能を発揮できるかを検討することが必要。【松本委員長】                                                                           | 都市マス分野別方針の防災の方針に避難所の強化や必要に応じた施設整備について追記しました。 <b>資料②P22</b>                                                                                     |
| 22             | 施策について、フェーズフリーの形で福祉施設が福祉避難施設として活用する協定を結んでいる施設もあるので記述するとよい。【磯部氏：津田委員代理】                                              | 福祉避難所の指定や協定締結について防災指針の具体的な取組に追記しました。 <b>資料④P2</b>                                                                                              |
| 23             | 和倉や中島では冠水が発生し、居住誘導区域を繋ぐ路線でもあるので対策を考えてほしい。【磯部氏：津田委員代理】                                                               | ご指摘のあった石崎の浜岡川・中島の日用川からの道路の冠水に対応する内容として、防災の方針(都市マス)に排水機能の強化等の対策を図る旨を追記しました。 <b>資料②P22</b>                                                       |
| 24             | 防災の観点からは七尾港は沈降したと聞いている。沿岸では塩害がある。また液状化などの地盤が弱いところがある。本府中町は大雨ですぐ冠水する箇所もあり、第1種住居地域になっている。高齢者が生活しやすいように考えてもらいたい。【川淵委員】 | 液状化については、有識者意見交換会の中で石原先生からアドバイスをいただいている。対策としては開発者が個別に対策を講じることが基本となり、その対策を市として促進することを記載されることになると思う。(当日回答)                                       |

有識者意見交換会 意見対応表

| 番号                      | 意見概要                                                         | 対応方針                                                                                       |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>防災指針:災害リスク分析について</b> |                                                              |                                                                                            |
| 1                       | 災害リスク分析結果に、浸水想定区域内の人口と合わせて高齢者数を表記するとよいと思う。                   | 浸水想定区域内の人口と合わせて高齢者人口についても集計し、追記しました。 <b>資料①P31・P32</b>                                     |
| 2                       | 緊急避難場所から 500mの圏域に含まれない地域が明らかにされているので、この結果を受けた対策を打ち出した方がよい。   | 活用できる避難場所を検討することについて、追記しました。 <b>資料①P33 資料④P2</b>                                           |
| 3                       | 浸水想定区域内の高齢者数などの客観的データを示しながら書けるとよい。                           | 浸水想定区域内の人口と合わせて高齢者人口についても集計し、追記しました。 <b>資料①P31・P32</b>                                     |
| <b>防災指針:具体的な取組について</b>  |                                                              |                                                                                            |
| 4                       | 七尾市内で地下空間の対策が必要な箇所は想定しているか。                                  | 特定の箇所を想定したわけではないが、地下の横断歩道、地下ある建物は市内にあるため、そういったものを網羅するために記載しました。記載内容は、県の地域防災計画と整合させて記載しました。 |
| 5                       | 避難路の確保の観点からは、道路の拡幅が重要になる。拡幅が難しい場合は、沿道の塀や建物の耐震化について記載ができるとよい。 | 具体的な取り組みのハード対策に「避難路となる生活道路の拡幅及び沿道の建物・工作物の耐震化」を追記しました。 <b>資料④P2</b>                         |
| 6                       | 空き家の災害時の利活用等のような取組を記述するとよい。                                  | 空き家解体による防災空地の確保について追記しました。 <b>資料④P2</b>                                                    |
| <b>評価指標・目標値について</b>     |                                                              |                                                                                            |
| 7                       | 地区防災計画については、実施する予定がなければ設定する必要がないのではないかな。                     | 各地区で説明会を実施し、策定を呼びかけ、地区で検討してもらっている状況のため、評価指標として記載することとしました。                                 |
| 8                       | 地区防災計画の現状値は 0 地区なので、目標値は現状値以上ではなく、1地区以上とすべき。                 | ご指摘のとおり、目標値を1地区以上としました。 <b>資料⑤P2</b>                                                       |

将来目標・将来都市構造

1. 将来目標【都市 MP】

復興まちづくりの将来像の実現に向け、整理した課題に対応する将来目標を設定

都市 MP 立適

課題の整理【都市 MP】【立適】

能登半島地震の経験を踏まえた防災・減災対策

震災を機に加速化することが懸念される人口減少の抑制

公費解体等により進行する市街地のスポンジ化の抑制

合併経緯や歴史等の地域特性に対応した地域まちづくりの継続

人口動向や施設立地を踏まえた地域間連携

国県道を中心とした広域ネットワークの強化

七尾駅周辺の中心市街地や和倉温泉の復興・活性化

七尾港における物流・交流拠点の強化

多種多様な七尾の自然環境の保全・活用

農業・漁業の営農・操業環境の維持・充実

歴史的資源を有する中心市街地におけるにぎわい創出

効率的な都市運営及び企業立地の推進

和倉温泉等の観光地や観光施設の復旧・充実と地域資源との連携

将来目標人口の達成に向けた定住促進

七尾の担い手を育成する子育て環境や教育環境の維持・充実

将来目標【都市 MP】

復興まちづくりの将来像（七尾市戦略的復興プラン）

すべての暮らしと営みに幸せをみんなの笑顔が輝くまち

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

【都市構造関連】

七尾市が将来にわたり能登半島全体を牽引していく都市として魅力を発揮し続けることができるように総合病院や大規模商業施設、公共施設などが集積した魅力的なまちを目指します。人口減少社会において、無秩序な市街地の拡大は市街地の人口密度低下による都市の機能不全や都市基盤の維持管理にかかる負担につながることから、七尾駅や和倉温泉駅近傍エリア等への都市機能の集積を行うとともに、既成市街地における居住環境の整備により、市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、既存施設や地域資源、空き地・空き家など、既存ストックの有効活用により、環境負荷の少ない循環型経済の基盤となるまちづくりを推進します。

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり

【土地利用関連】

七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり【交通関連】

広域交流の軸となる能越自動車道の整備を促進するとともに、能登半島地震の経験を踏まえた幹線道路や都市計画道路の整備などに取り組みます。また、JR七尾線やのと鉄道七尾線といった七尾市内の地域間を結ぶ軌道交通を活かし、鉄道駅と路線バスや地域コミュニティバスの連携を強化します。その上で、七尾市は能登半島の中央に位置し、金沢や富山と奥能登をつなげる重要な中継地であることを踏まえ、市内観光にも利用できるように、地域内の観光資源や主要拠点へのアクセス性向上を目的とした路線バスや地域コミュニティバスの維持・充実や歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。これらの取り組みを通して公共交通等の充実を図ると共に、自動運転等次世代交通の導入等を推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり【環境関連】

七尾湾や市内の海岸は、能登半島に指定された能登半島国定公園の一部であり、こうした国定公園をはじめとする能登の里山里海の自然環境を保全するとともに、各地域の祭や歴史・文化を大切に、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。

目標5:震災の経験を生かした市民のつながりを大切にした定住できる安全安心なまちづくり【防災関連】

能登半島地震での経験を踏まえ、ハード面では公共施設の耐震化等都市基盤施設の防災力強化を行うと共に、ソフト面では地域と連携した避難体制の強化やハザード情報の周知に取り組み、市民・来訪者等の命を守ることができる災害に強いまちづくりを推進します。被災時に改めて有効性を確認できた地域コミュニティと連携し、隣接した地区との合同避難訓練の実施や、祭などの地域活動を通じた発災時にも機能するコミュニティづくりなど、ソフト面の取り組みを推進します。加えて、防災拠点となる公共施設は、発災時に円滑に利用できるように日常から公共施設の積極的な利用を促進します。また、2つの総合病院を持つ充実した医療・福祉環境をデジタル技術の活用等でさらに充実させることで、健康づくりの推進を行い、すべての世代が安心して定住できるまちづくりを進めます。

2. 将来都市構造【都市 MP】【立適】

都市構造に関連するまちづくり目標を踏まえ、七尾市が目指すべき将来都市構造を設定

2-1 基本的方針(案)

<能登地域における中心的役割を果たす都市の形成>

七尾市の総合計画では「能登の未来を牽引」することを将来像として謳っており、石川県都市計画マスタープランにおける中能登地域広域都市圏マスタープランでも七尾駅周辺から七尾港周辺が中能登地域の中心都市に位置付けられています。また、和倉温泉一帯については、広域観光交流の拠点として整備・育成を図ることが位置付けられています。七尾駅周辺や和倉温泉周辺は、市内だけでなく能登地域における広域的な拠点としての役割を果たすことが求められます。

特に能登半島地震からの復興に向けては、七尾市が奥能登地域からの人口流出を防ぐ機能を発揮するとともに、多くの人口を受け入れることが期待され、七尾駅周辺や和倉温泉周辺は復興推進のシンボルにもなります。このため、七尾駅周辺や和倉温泉周辺は、能登地域の広域的な役割を持つ都市拠点として都市機能の集積や観光客集客などの重点的な役割を担う都市の形成を図ります。

<市内15地区を基本単位とした生活拠点形成と地区間連携>

七尾市内は15地区に区分され、各地区がまちづくりの基本単位となっており、地域コミュニティの核となる拠点を形成するとともに、市街地へのアクセスや地区間連携を強化するため、都市計画道路の整備や公共交通の維持・充実を図ります。

<コンパクトな市街地形成と自然環境の保全の両立>

七尾市では人口・世帯数ともに減少しており、今後もその傾向が継続することが想定される中、既成市街地や集落地の中で都市機能や居住の集積を図ることでコンパクトな市街地を形成します。

また、地震を受けて増加した空き家・空き地など、既存ストックの有効活用により市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを図ります。農地や森林等で無秩序な開発を抑制し、豊かな自然環境の保全との両立を図ります。

2-2 将来構造図【都市 MP・立適】

拠点：都市機能が集積し、生活や観光、就業・就学など様々な活動の中心となる場所

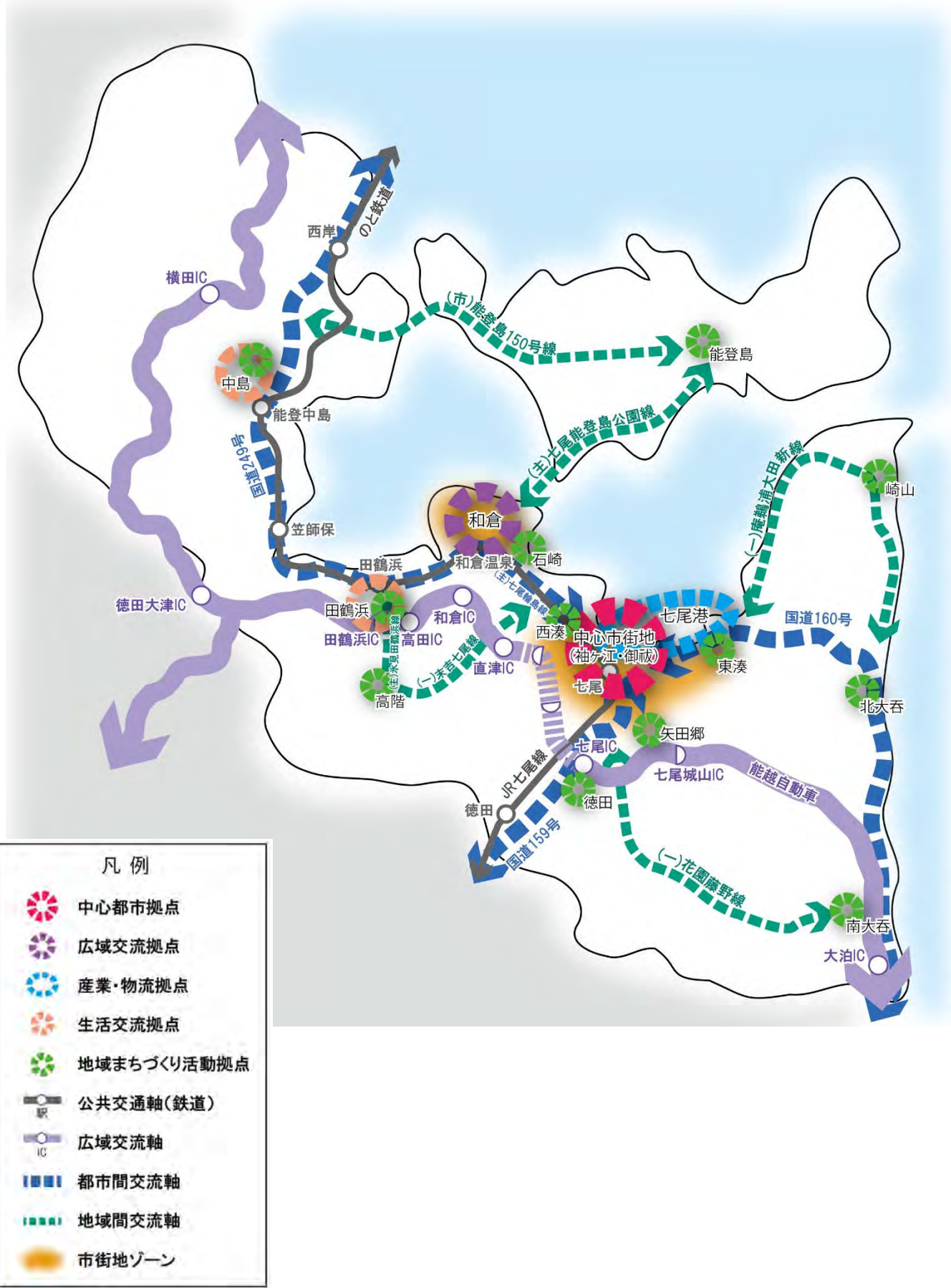
- 中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）：七尾市の中心市街地である七尾駅周辺を中心都市拠点到位置付け、市内外の利用者が訪れる都市機能や生活利便施設等が集積するとともに、まちなか居住の生活利便性が高い七尾市における中心市街地の形成を図ります。
- 広域交流拠点（和倉）：多くの観光客が訪れる和倉温泉街周辺を広域交流拠点到位置付け、温泉街を観光客や市民が癒され、楽しむことができる七尾市における観光交流の拠点到形成を図ります。
- 生活交流拠点（田鶴浜、中島）：一定以上の規模の集落地を形成するとともに、生活利便施設が立地する田鶴浜地区及び中島地区を生活交流拠点到位置付け、地区内及び周辺の市民の日常生活の核となる拠点到形成を図ります。
- 地域まちづくり活動拠点：各地区におけるコミュニティセンターを地域まちづくり活動拠点到位置付け、各地区のまちづくり活動を支える場としてのコミュニティセンターの機能の維持・充実を図ります。
- 産業・物流拠点（七尾港）：重要港湾である七尾港及びその周辺を産業・物流拠点到位置付け、港湾としての機能強化や働く場として産業用地の形成を進めるとともに、市内外から多くの人が港の有する自然環境や食を楽しめる機能の充実により、七尾市を代表する産業・物流拠点到形成を図ります。

軸：市内外の都市間や地域間を連携する主要道路や公共交通路線

- 公共交通軸（鉄道）：金沢方面から和倉温泉駅までの JR 七尾線及び和倉温泉から穴水方面に伸びるのと鉄道を金沢から能登半島を広域的に連携する公共交通軸に位置付け、交通結節機能の強化や公共交通の利用促進等による公共交通軸の維持を図ります。
- 広域交流軸：能越自動車道及びのと里山海道を広域交流軸に位置付け、能越自動車道の未整備区間の整備等による広域交通体系の強化を図ります。
- 都市間交流軸：中心都市拠点到位置付けられた中心市街地や広域交流拠点到位置付けられた和倉温泉街周辺と他都市や市内の各拠点を連携する国道 159 号、国道 160 号、国道 249 号を都市間交流軸に位置付け、市内外の交流促進を図ります。
- 地域間交流軸：都市間交流軸を補完し、地域生活拠点と各種拠点を連携する県道等を地域間交流軸に位置付け、各地域生活拠点のアクセス確保を図ります。

ゾーン：住宅や生活利便施設等が立地する広がりのある区域

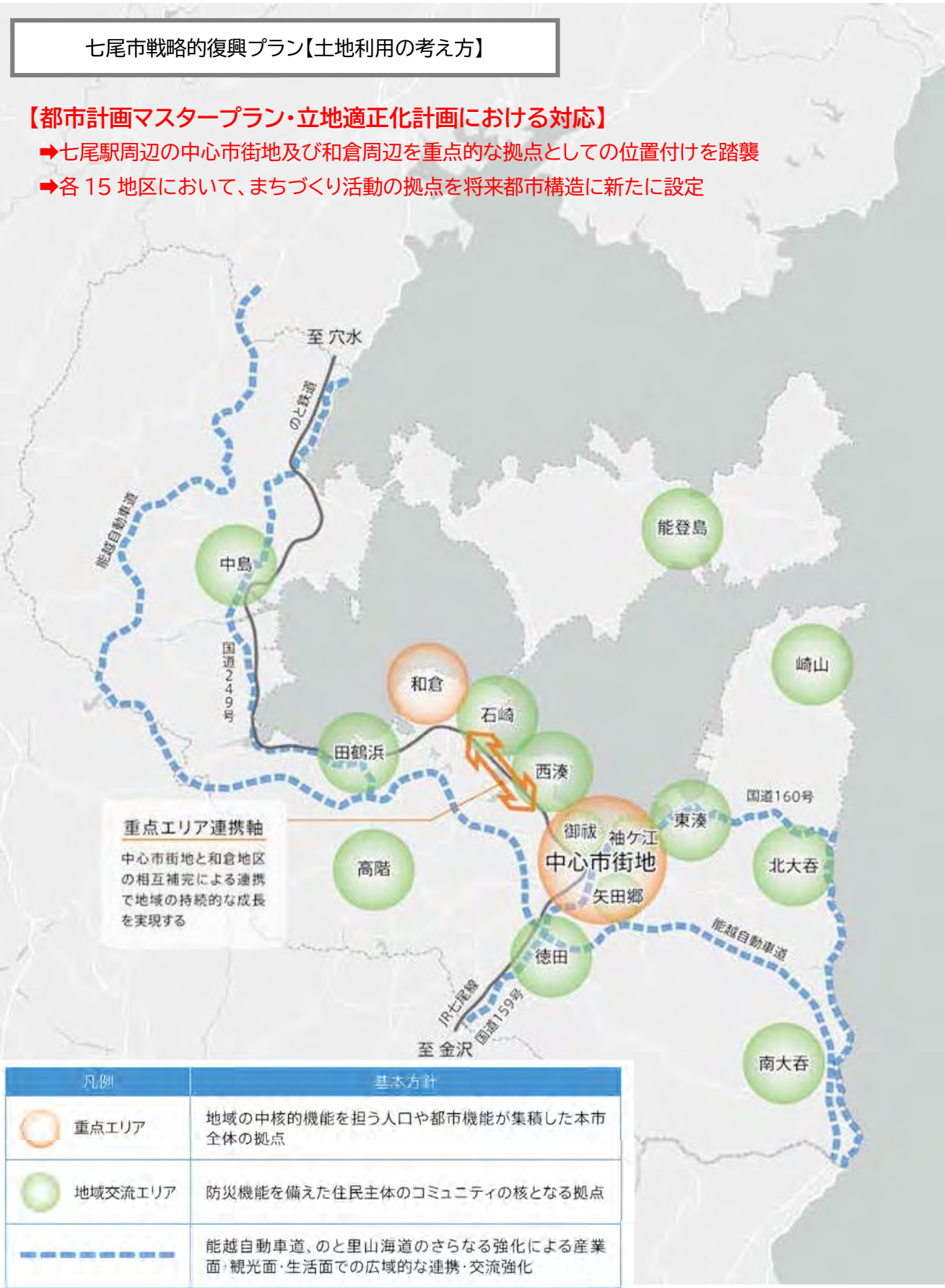
- 市街地ゾーン：用途地域が指定された七尾駅周辺～七尾港、和倉温泉街～和倉温泉駅周辺をはじめとする人口や生活利便施設が集積する既存の市街地を市街地ゾーンに位置付け、建物用途の適切な誘導等による良好な市街地環境の形成を図ります。



将来都市構造図（案）

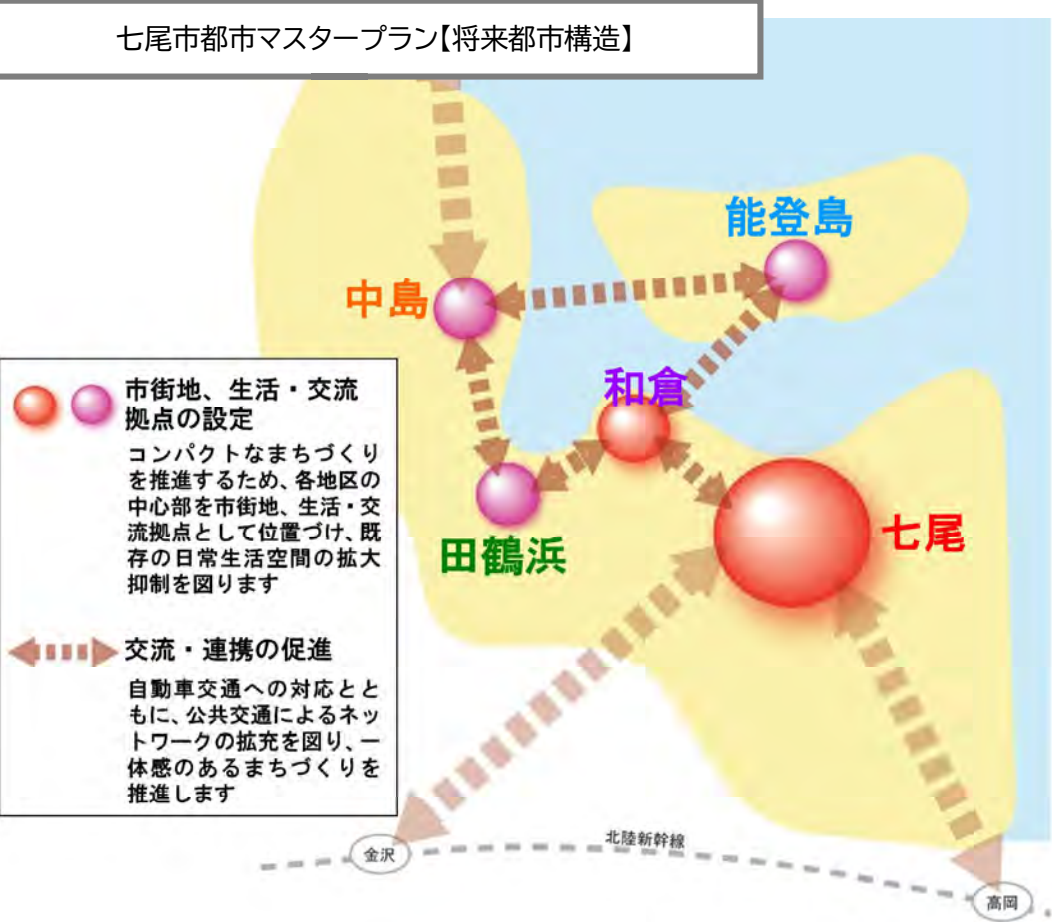
＜参考＞上位関連計画における拠点の位置付け

- 七尾駅周辺の中心市街地及び和倉が、地域の中核的機能を担う人口や都市機能集積した本市全体の拠点として重点エリアに設定されています。
- 15 地区ごとにコミュニティの核となる拠点として地域交流エリアが設定されています。



＜参考＞現行計画における拠点の位置付け

- 現行都市 MP では都市計画区域で特に都市的な機能が集積する七尾、和倉を市街地に設定しています。
- 田鶴浜、中島、能登島の各地域の中心部を、多様な地域特性を活かした交流・連携を促進する機能と、地域の生活拠点として必要な機能をあわせもつ生活・交流拠点に設定しています。



# 立地の適正化に関する基本的な方針

## 1. まちづくりの方針（ターゲット）【立適】

都市計画マスタープランの将来目標及び将来都市構造を踏まえて、立地適正計画におけるまちづくりの方針を設定

立適

### 【将来目標（都市マス）】

#### 【都市構造関連】

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

#### 【土地利用関連】

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり

#### 【交通関連】

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり

#### 【環境関連】

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり

#### 【防災関連】

目標5:震災の経験を生かした市民のつながりを大切にした定住できる安全安心なまちづくり

### まちづくり方針①：次の居住地として選ばれるまちづくり

中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）に位置付けられたエリア周辺における魅力・利便性の向上を図ることにより、子育て世代や高齢者をはじめとする市内外の人たちのライフステージの変化（引っ越し）のタイミングで居住地として選ばれるまちづくりを進めます。

### まちづくり方針②：既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり

市街地ゾーンに位置付けられた人口や生活利便施設が集積する既存の市街地では、これまで整備してきた既存ストック（空き地・空き家、道路、下水道等）を活用しながら、日常生活の利便性の充実を図り、良好な住環境を形成することにより、人口減少下において市街地の拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めます。

都市計画区域外をはじめとする農村・漁村が分布する地域においては、地域住民主体のまちづくりを支援し、各地区の中心的な集落への集住によりコミュニティを維持する等、持続可能な地域の形成を促進します。

### まちづくり方針③：都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり

都市機能の集積を図る中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）と市内各地区をつなぐ公共交通や徒歩・自転車等を含む多様な交通手段のネットワークを形成することにより、だれもが都市機能のサービスを享受できるまちづくりを進めます。

また、中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）と広域交流拠点（和倉）は、それぞれ機能を補完する関係であり、各拠点間を連携する移動手段が充実したまちづくりを進めます。

### まちづくり方針④：定住できる安全・安心なまちづくり

将来にわたって定住することができるよう、相対的に災害リスクが低い傾向にある都市計画区域の市街地ゾーンへの居住の緩やかな誘導を図ります。また、河川整備等のハード対策と合わせて、震災の経験を生かした避難訓練や、祭などの地域活動を通して発災時に機能するコミュニティ形成等、緊急避難体制の強化等に向けたソフト対策を積極的に展開することにより、定住できる安全・安心なまちづくりを進めます。

## 立適

※現在の居住者に無理に引っ越しを促すものではなく、引っ越しを検討するタイミングで、居住地として選んでもらう施策を展開することで居住を誘導



都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針【立適】

立適

1. 都市機能誘導区域・誘導施設とは

1-1 都市機能誘導区域

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。【立地適正化計画の作成・運用に係るQ＆A（令和6年4月1日改訂）】
- 国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、以下のような条件を満たす区域での設定が望ましいとされています。

- 各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

- なお、都市機能誘導区域は、居住誘導区域に重複して設定されるものとされています。（居住誘導区域については後述）

1-2 誘導施設

- 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療、福祉、商業、行政、教育、文化施設など、都市の利便性や魅力を高めるための施設）を設定するものです。
- 国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、7種の機能（行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化）ごとに例示されています。

表 誘導施設のイメージ【立地適正化計画の作成・運用に係るQ＆A（令和6年4月1日改訂）】

| 機 能     | 中心拠点                                                        | 地域・生活拠点                                                                          |
|---------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 行政機能    | ■中核的な行政機能<br>例、本庁舎                                          | ■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等<br>例、支所、福祉事務所等の各地域事務所                                     |
| 介護福祉機能  | ■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能<br>例、総合福祉センター      | ■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能<br>例、地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等 |
| 子育て機能   | ■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能<br>例、子育て総合支援センター | ■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能<br>例、保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等         |
| 商業機能    | ■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能<br>例、相当規模の商業集積   | ■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能<br>例、延床面積●m <sup>2</sup> 以上の食品スーパー                 |
| 医療機能    | ■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能<br>例、病院                       | ■日常的な診療を受けることができる機能<br>例、延床面積●m <sup>2</sup> 以上の診療所                              |
| 金融機能    | ■決済や融資等の金融機能を提供する機能<br>例、銀行、信用金庫                            | ■日々の引き出し、預け入れなどができる機能<br>例、郵便局                                                   |
| 教育・文化機能 | ■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能<br>例、文化ホール、中央図書館                | ■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能<br>例、図書館支所、社会教育センター                                     |

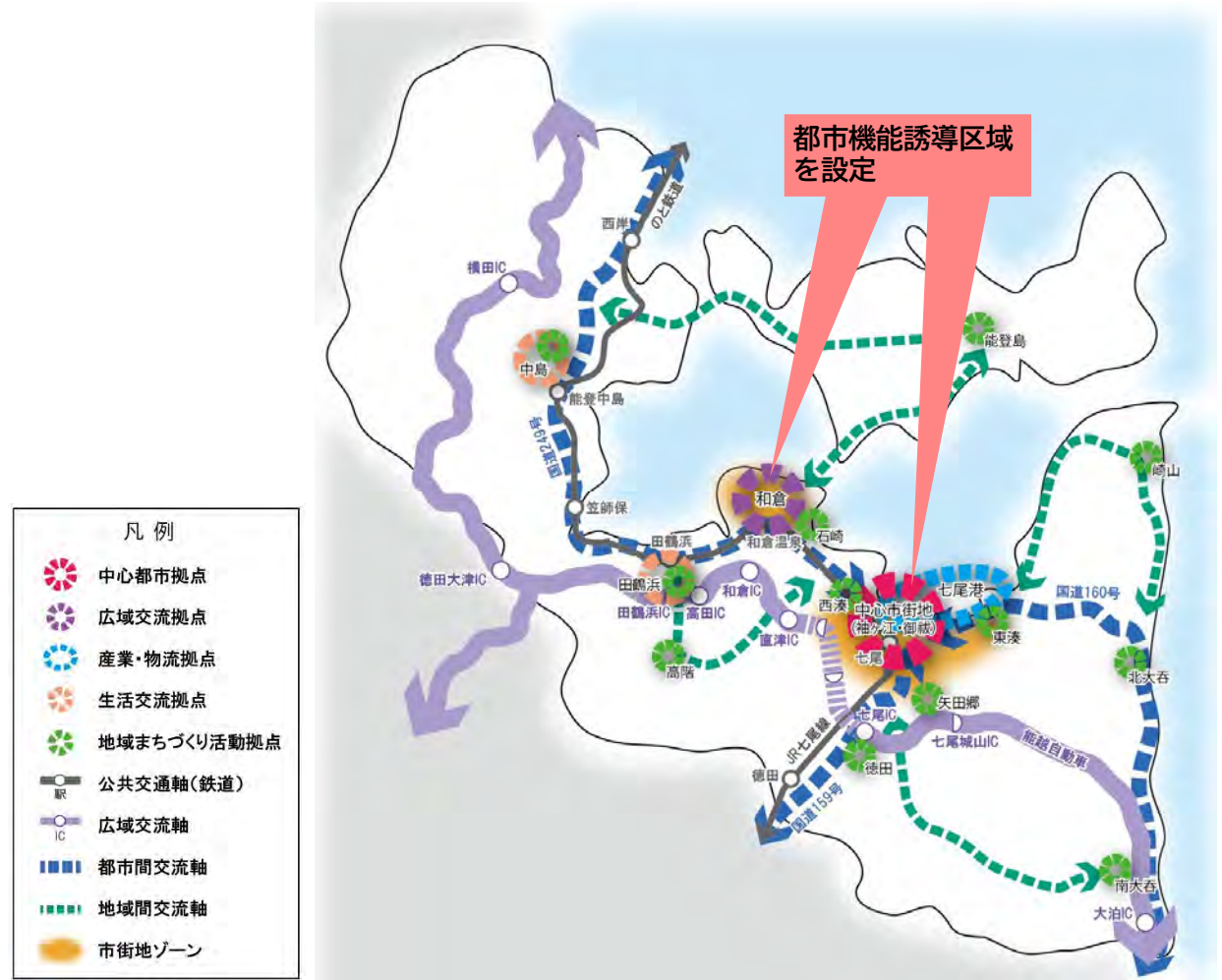
※どのような機能が必要であるかは、それぞれの都市において検討が必要ですが、参考までに地方中核都市クラスの都市において拠点類型ごとに想定される各種機能のイメージを提示しています。

2. 都市機能誘導区域の設定方針

2-1 都市機能誘導区域を設定する箇所

- 立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画です。したがって、都市機能誘導区域は、都市計画区域内に設定します。
- 国土交通省が示す都市機能誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえるとともに、まちづくりの方針（ターゲット）、目指すべき都市像より、将来都市構造図に位置付けた中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）を基本に都市機能誘導区域を設定することとします。

図 将来都市構造図



2-2 都市機能誘導区域の設定基準

- 国土交通省が示す都市機能誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえて、設定基準を以下のように定めます。

【設定基準（案）】

- ・七尾駅及び和倉温泉駅からの徒歩圏（1 km）
- ・誘導施設が立地可能な商業系用途地域（近隣商業地域・商業地域）
- ・鉄道駅と中心市街地・温泉街の商業地を結ぶ主要道路沿道

3. 誘導施設の設定

3-1 誘導施設の設定方針

○都市機能誘導区域を設定する中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）の将来都市構造における位置づけを踏まえ、誘導施設を設定します。

表 中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）の位置づけ

| 拠点                 | 位置づけ（将来都市構造）                                                               |                                                                                                                |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中心都市拠点<br>（袖ヶ江・御祓） | <u>能登地域の広域的な役割を持つ都市拠点</u> として <u>都市機能の集積や観光客集客</u> などの重点的な役割を担う都市の形成を図ります。 | 七尾市の中心市街地である七尾駅周辺を中心都市拠点に位置付け、 <u>市内外の利用者が訪れる都市機能や生活利便施設等が集積</u> するとともに、 <u>まちなか居住の生活利便性が高い</u> 中心市街地の形成を図ります。 |
| 広域交流拠点<br>（和倉）     |                                                                            | 多くの観光客が訪れる和倉温泉街周辺を広域交流拠点に位置付け、温泉街を <u>観光客や市民が癒され、楽しむことができる観光交流の拠点</u> 形成を図ります。                                 |

○また、本市における都市機能を広域機能（市内外から多くの人が利用）と生活機能（日常生活の中で市民・地域住民が利用）に区分したうえで、誘導施設の設定を検討します。

○誘導施設の設定にあたり、地区ごとに配置される施設や市内に広く分布する施設については、都市機能誘導区域に誘導するのではなく、その分布を維持し、生活利便性を確保すべきであるため、誘導施設には設定しません。

表 都市機能の分類（案）

| 機能分類    | 広域機能<br>多くの人が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能      | 生活機能<br>市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能 |
|---------|-----------------------------------------|----------------------------------|
| 行政機能    | 市役所                                     | 地区コミュニティセンター                     |
| 介護福祉機能  | 福祉センター                                  | 介護施設（通所型・訪問型）                    |
| 子育て機能   | 子育て支援センター                               | 認定こども園、保育所                       |
| 商業機能    | ショッピングセンター                              | スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア     |
| 医療機能    | 病院                                      | 診療所                              |
| 金融機能    | －                                       | 銀行・信用金庫、郵便局<br>農協、漁協             |
| 教育・文化機能 | 大学、専門学校、高等学校<br>博物館・美術館<br>文化ホール<br>図書館 | 小中学校                             |

※飲食店等の小規模な商業施設等については、誘導施策の中で取り扱い、対応を検討します。

3-2 各拠点における誘導施設の設定

3-2-1 七尾駅周辺(中心都市拠点(袖ヶ江・御祓))

○中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）に位置付けられた七尾駅周辺は、七尾市の中心市街地として市内外からの利用が想定される広域機能を有する施設を設定します。

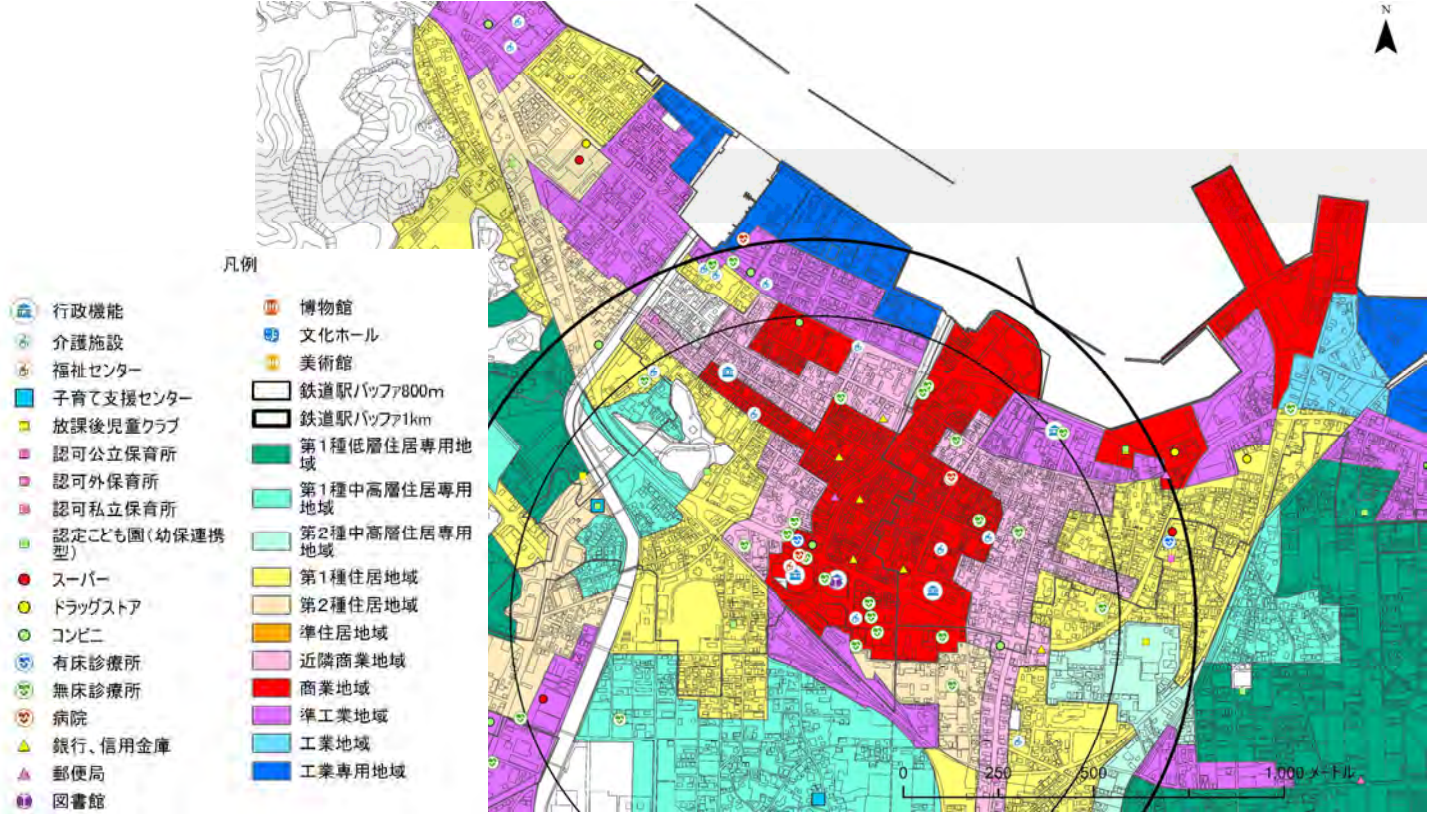
○また、まちなか居住の生活利便性に資する生活機能を有する施設についても設定します。

表 誘導施設（案）：七尾駅周辺

| 機能分類    | 広域機能<br>多くの人が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能          | 生活機能<br>市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能                         |
|---------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 行政機能    | ○市役所                                        | × 地区コミュニティセンター<br>※各地区に配置するものであるため設定しない                  |
| 介護福祉機能  | ○福祉センター                                     | × 介護施設（通所型・訪問型）                                          |
| 子育て機能   | × 子育て支援センター<br>※各地区に配置するものであるため設定しない        | × 認定こども園、保育所<br>※各地区に配置するものであるため設定しない                    |
| 商業機能    | ○ショッピングセンター                                 | ○スーパーマーケット<br>× ドラッグストア、コンビニエンスストア<br>※市全域に立地しているため設定しない |
| 医療機能    | ○病院                                         | × 診療所<br>※市全域に立地しているため設定しない                              |
| 金融機能    | －                                           | ○銀行・信用金庫、郵便局<br>× 農協、漁協<br>※利用者が限定される施設のため設定しない          |
| 教育・文化機能 | ○大学、専門学校、高等学校<br>○博物館・美術館<br>○文化ホール<br>○図書館 | × 小中学校<br>※各地区に配置するものであるため設定しない                          |

○：誘導施設に設定    ×：誘導施設に設定しない

図 都市機能分布（七尾駅周辺）



3-2-2 和倉温泉周辺(広域交流拠点(和倉))

○広域交流拠点（和倉）に位置付けられた和倉温泉周辺は、観光客が訪れるとともに市民が交流する拠点として利用が想定される広域機能を有する施設を設定します。

○また、和倉温泉街周辺の地域住民の生活を支えるとともに、温泉街の宿泊客等が利用することで成り立つ生活機能を有した施設についても設定します。

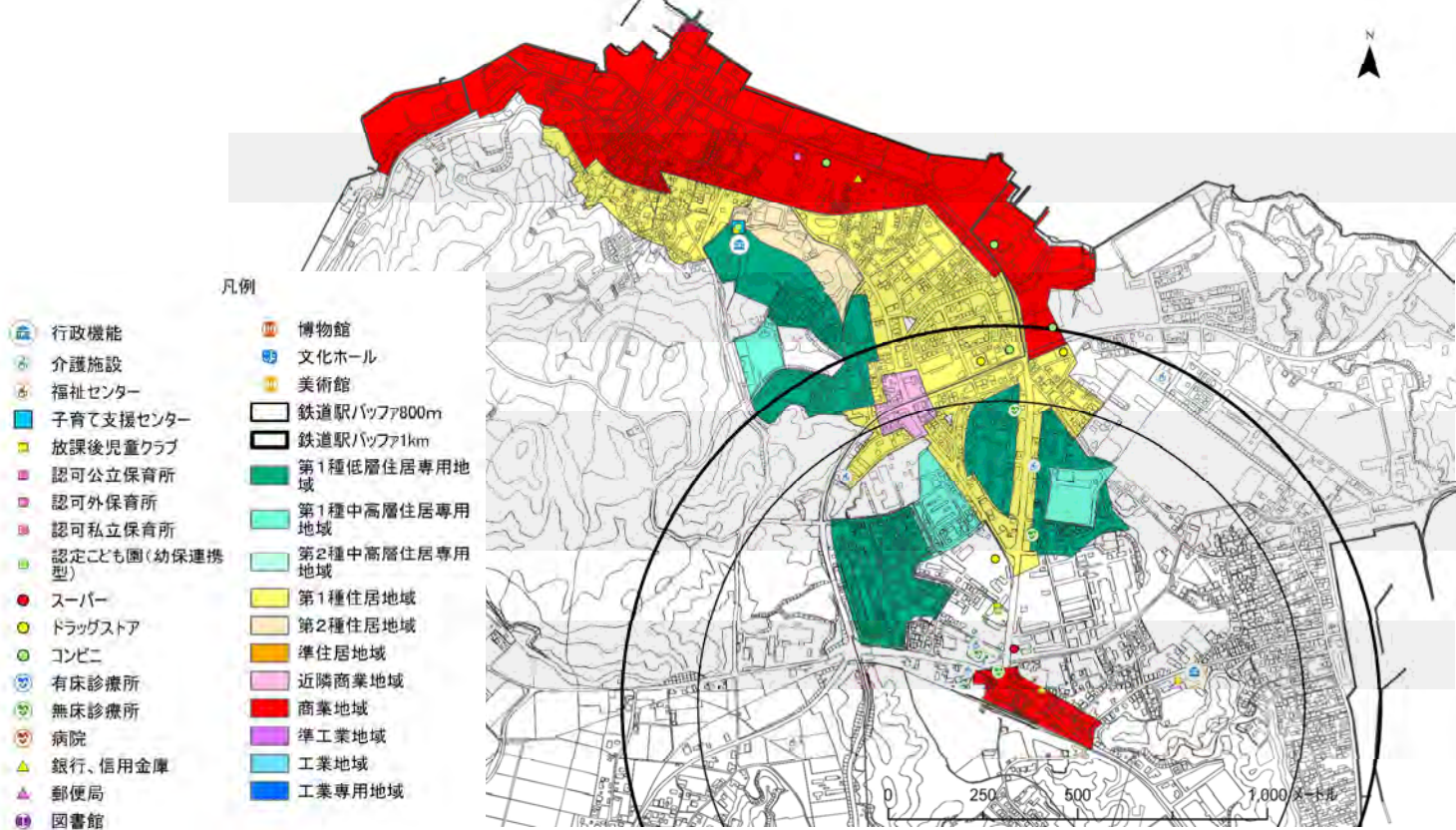
○なお、その他の機能分類として、和倉温泉の歴史とともに存続し、多くの市民や観光客が訪れる総湯は、広域交流拠点の形成に重要な施設であり、今後も立地を維持していくため誘導施設に定めることとします。

表 誘導施設（案）：和倉温泉駅周辺

| 機能分類    | 広域機能<br>多くの人が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能                    | 生活機能<br>市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能                        |
|---------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 行政機能    | ×市役所                                                  | ×地区コミュニティセンター<br>※各地区に配置するものであるため設定しない                  |
| 介護福祉機能  | ×福祉センター                                               | ×介護施設（通所型・訪問型）                                          |
| 子育て機能   | ×子育て支援センター<br>※各地区に配置するものであるため設定しない                   | ×認定こども園、保育所<br>※各地区に配置するものであるため設定しない                    |
| 商業機能    | ×ショッピングセンター                                           | ○スーパーマーケット<br>×ドラッグストア、コンビニエンスストア<br>※市全域に立地しているため設定しない |
| 医療機能    | ×病院                                                   | ×診療所<br>※市全域に立地しているため設定しない                              |
| 金融機能    | －                                                     | ○銀行・信用金庫、郵便局<br>×農協、漁協<br>※利用者が限定される施設のため設定しない          |
| 教育・文化機能 | ×大学、専門学校、高等学校<br>○博物館・美術館（※お祭り会館含む）<br>○文化ホール<br>×図書館 | ×小中学校<br>※各地区に配置するものであるため設定しない                          |
| その他     | ○総湯                                                   | －                                                       |

○：誘導施設に設定    ×：誘導施設に設定しない

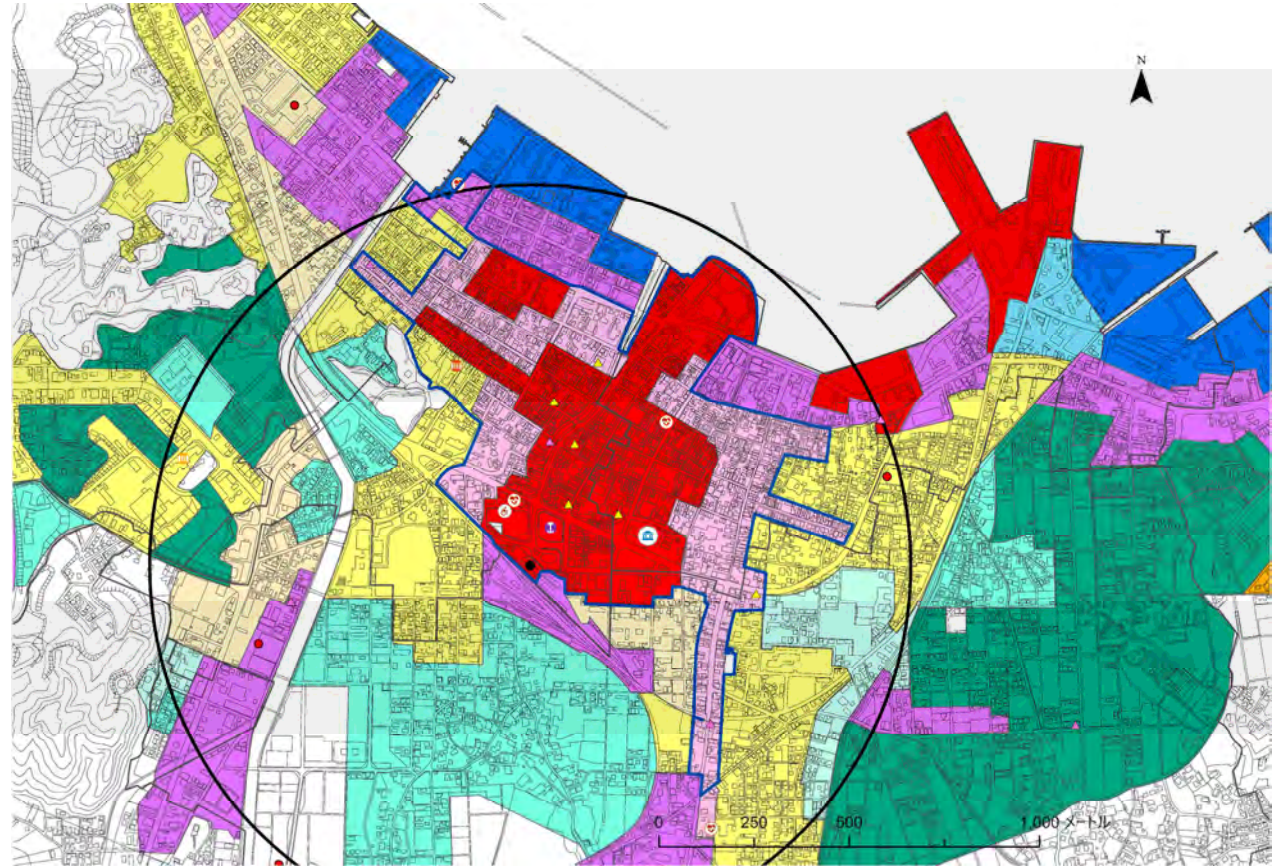
図 都市機能分布（和倉温泉駅周辺）



4. 都市機能誘導区域の設定

- 都市機能誘導区域の設定基準を基に都市機能誘導区域を設定します。
- 設定基準に該当する区域に隣接する場所に誘導施設が立地している場合は、局所的に都市機能誘導区域に含めることとします。
  - ➡七尾駅周辺：恵寿総合病院が立地する準工業地域の一部を含めて設定
  - ➡和倉：お祭り会館が立地する第2種住居地域とスーパーマーケットが立地する箇所を含めて設定
- なお、区域設定にあたっては、地形地物や用途地域界により区域境界を設定します。

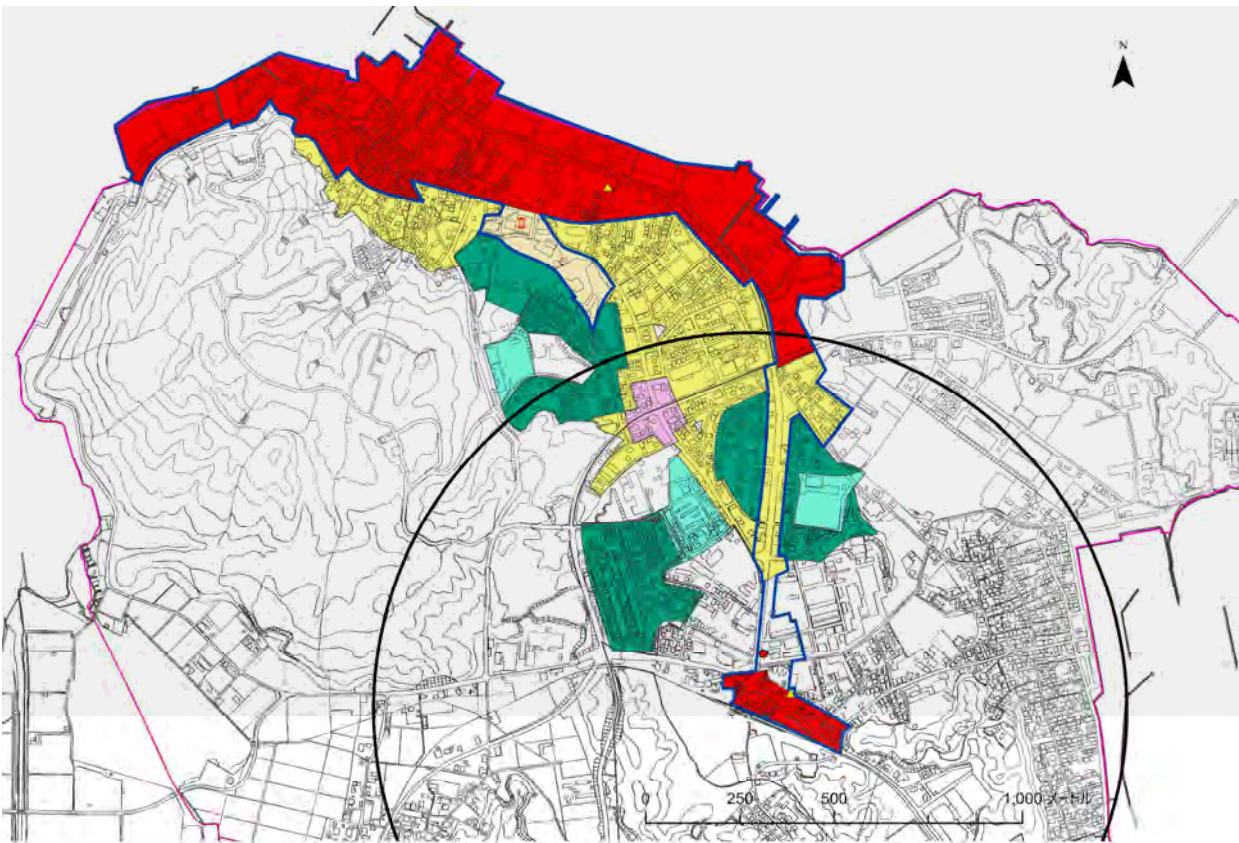
図 都市機能分布（七尾駅周辺）



凡例

|          |              |
|----------|--------------|
| 都市機能誘導区域 | 鉄道駅バッファ1km   |
| 行政機能     | 用途地域         |
| 介護施設     | 第1種低層住居専用地域  |
| 福祉センター   | 第1種中高層住居専用地域 |
| スーパー     | 第2種中高層住居専用地域 |
| 有床診療所    | 第1種住居地域      |
| 無床診療所    | 第2種住居地域      |
| 病院       | 準住居地域        |
| 銀行、信用金庫  | 近隣商業地域       |
| 郵便局      | 商業地域         |
| 図書館      | 準工業地域        |
| 博物館      | 工業地域         |
| 文化ホール    | 工業専用地域       |
| 美術館      |              |

図 都市機能分布（和倉）



凡例

|          |              |
|----------|--------------|
| 都市機能誘導区域 | 鉄道駅バッファ1km   |
| 行政機能     | 用途地域         |
| 介護施設     | 第1種低層住居専用地域  |
| 福祉センター   | 第1種中高層住居専用地域 |
| スーパー     | 第2種中高層住居専用地域 |
| 有床診療所    | 第1種住居地域      |
| 無床診療所    | 第2種住居地域      |
| 病院       | 準住居地域        |
| 銀行、信用金庫  | 近隣商業地域       |
| 郵便局      | 商業地域         |
| 図書館      | 準工業地域        |
| 博物館      | 工業地域         |
| 文化ホール    | 工業専用地域       |
| 美術館      |              |

## 居住誘導区域の設定方針【立適】

立適

### 1. 居住誘導区域とは

- 居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。
- 都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。【立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）】
- 国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれるとされています。

#### ① 生活利便性が確保される区域

- 都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

#### ② 都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- 医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

※民間施設を含む都市機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となりますが、人口減少が進んでいる地域においては、実情に応じて実現可能な人口密度を設定する必要があります。

#### ③ 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

### 2. 居住誘導区域の設定方針

#### 2-1 居住能誘導区域を設定する箇所

- 立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画です。したがって、居住誘導区域は、都市機能誘導区域と同様に都市計画区域内に設定します。
- 国土交通省が示す居住誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえるとともに、まちづくりの方針（ターゲット）、目指すべき都市像より、将来都市構造図に位置付けた市街地ゾーンを基本に居住能誘導区域を設定することとします。

#### 2-2 居住誘導区域の設定基準

- 国土交通省が示す居住誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえて、設定基準を定めます。
- また、法令に規定されている居住誘導区域に含めてはならない区域及び都市計画運用指針に示されている居住誘導区域に含まないこととすべき区域等を踏まえて、除外基準を定めます。

##### 2-2-1 設定基準

- 七尾市における人口集積の状況や都市基盤整備の経緯などを踏まえて、以下のような4つの設定基準のいずれかに該当する区域を居住誘導区域に含めることとします。

##### 設定基準①：都市機能誘導区域

- ・都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定することとされています。このため、都市機能誘導区域は居住誘導区域に含めることとします。

##### 設定基準②：鉄道駅徒歩圏（七尾駅及び和倉温泉駅から1kmの範囲）かつ用途地域が指定された区域

- ・鉄道駅周辺は、通勤・通学に便利であり、鉄道駅の利用圏域は今後も生活利便性を確保し、居住の誘導を促進していくことが必要です。
- ・鉄道駅の利用圏のうち、これまで形成してきた市街地（用途地域）を対象とすることとし、七尾駅及び和倉温泉駅から1kmの範囲かつ用途地域が指定された区域を設定基準に定めます。

##### 設定基準③：都市基盤整備が実施されている区域（市街地開発事業施行区域・公共下水道事業認可区域）

- ・良好な都市基盤の整備が実施されている区域は、生活環境が整っているため人口減少の中でも、居住誘導を図るにあたり適していると考えられることから、市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業）が施行された区域及び公共下水道事業認可区域（七尾処理区・和倉処理区）を設定基準に定めます。

##### 設定基準④：人口が集積し生活利便性が高い区域（人口密度20人/ha以上かつ生活機能徒歩圏が5種以上重複）

- ・人口減少の中でも人口密度を維持し、将来にわたって生活機能を持続することが必要であることから、現時点で一定の人口集積がみられるとともに、複数の種類の生活機能の徒歩圏に含まれる区域を今後も持続させていくため居住誘導区域に含めます。
- ・本市の市街地の現状を踏まえて、人口密度20人/ha以上かつ生活機能徒歩圏が5種以上重複する区域を設定基準に定めます。

図 都市機能誘導区域（設定基準①）

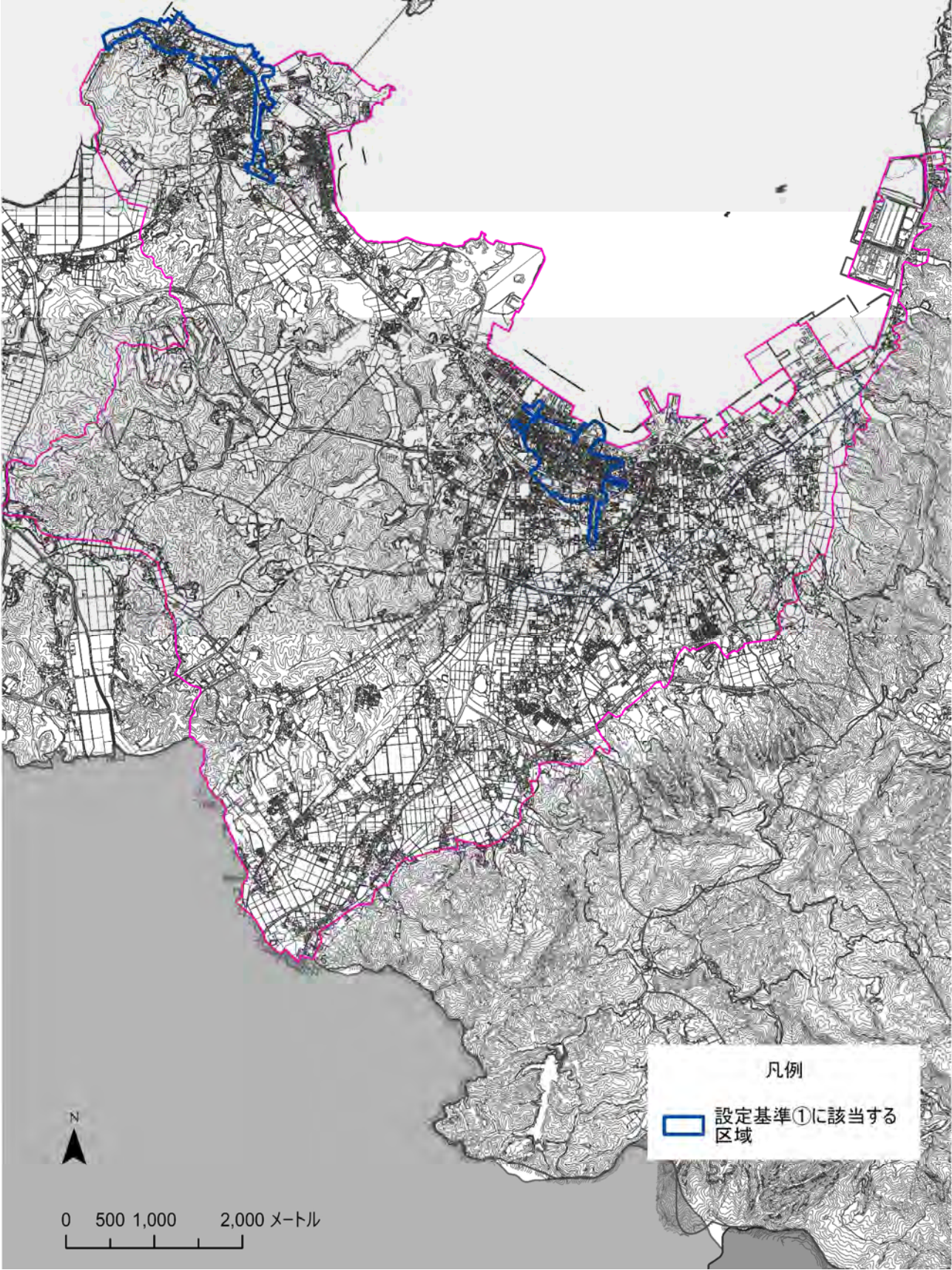


図 鉄道駅徒歩圏かつ用途地域が指定された区域（設定基準②）

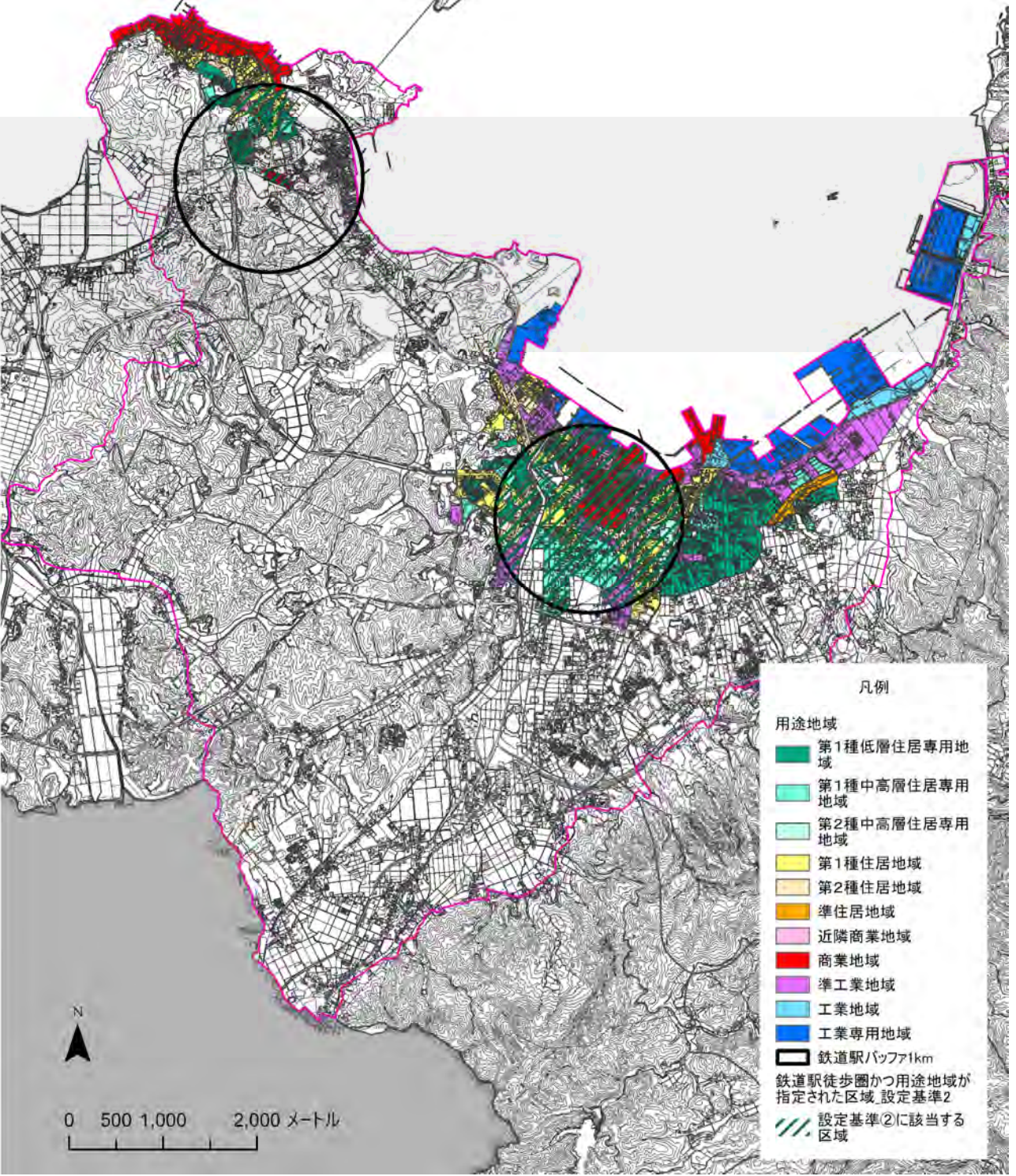


図 都市基盤整備が実施されている区域（設定基準③）

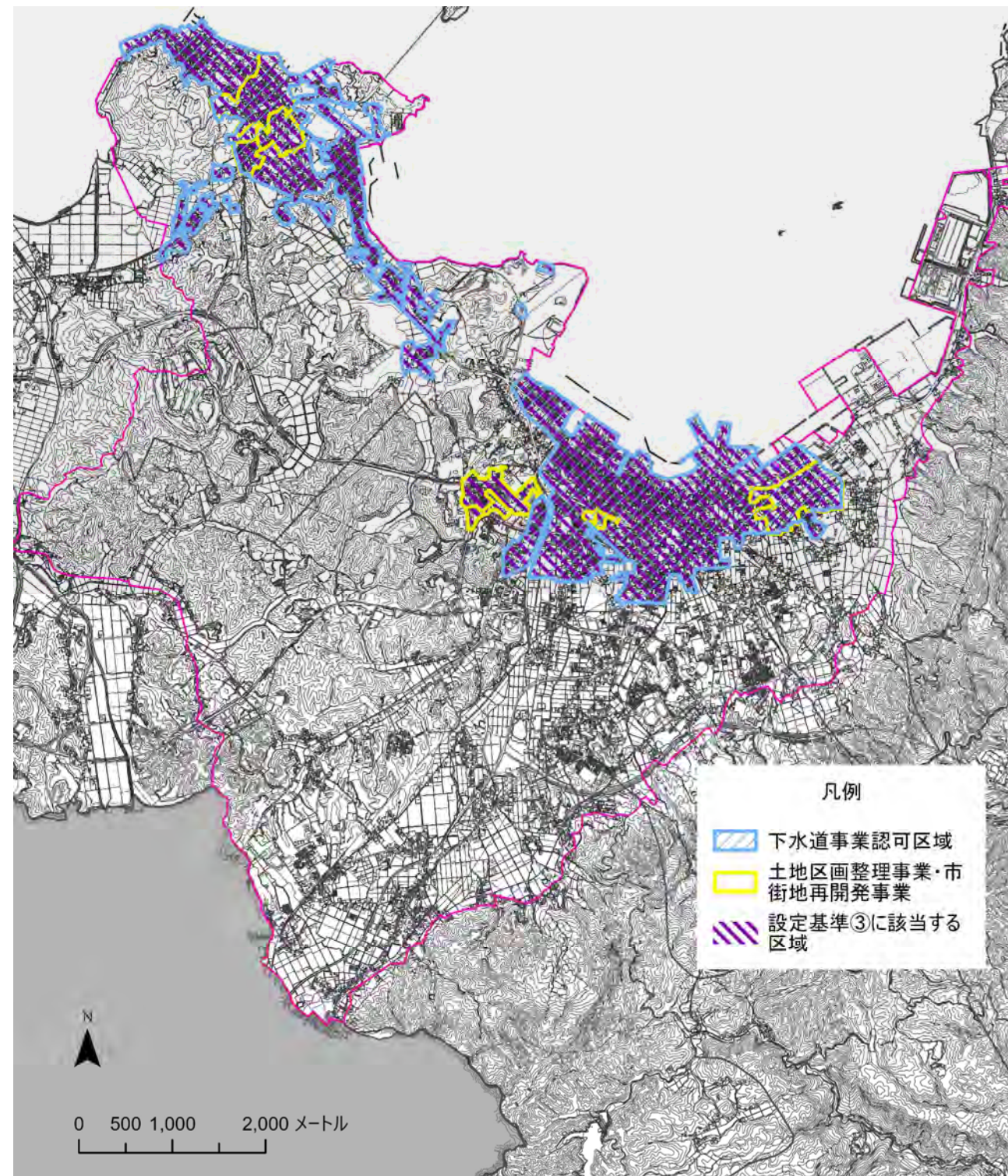


図 人口が集積し生活利便性が高い区域（設定基準④）

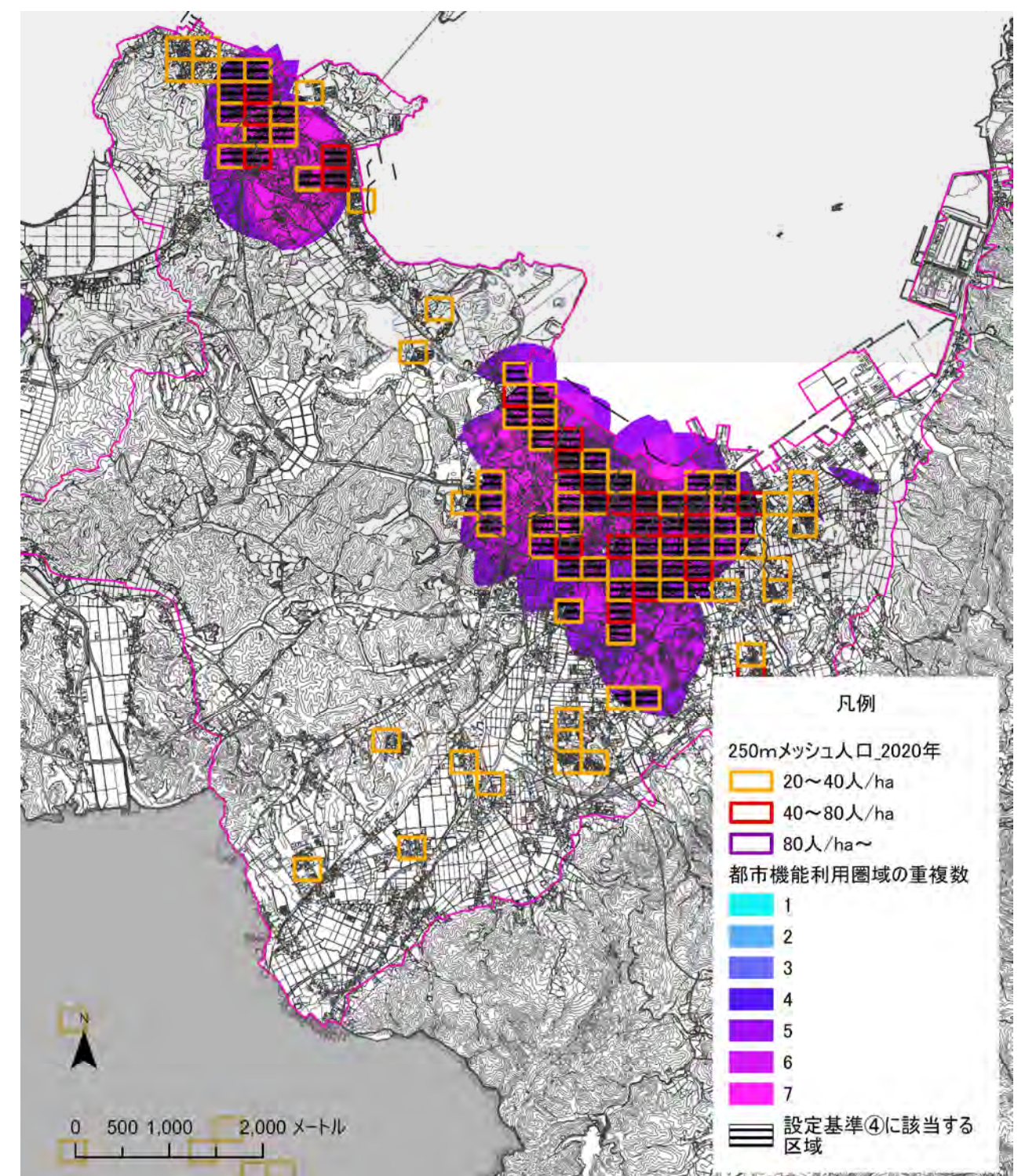
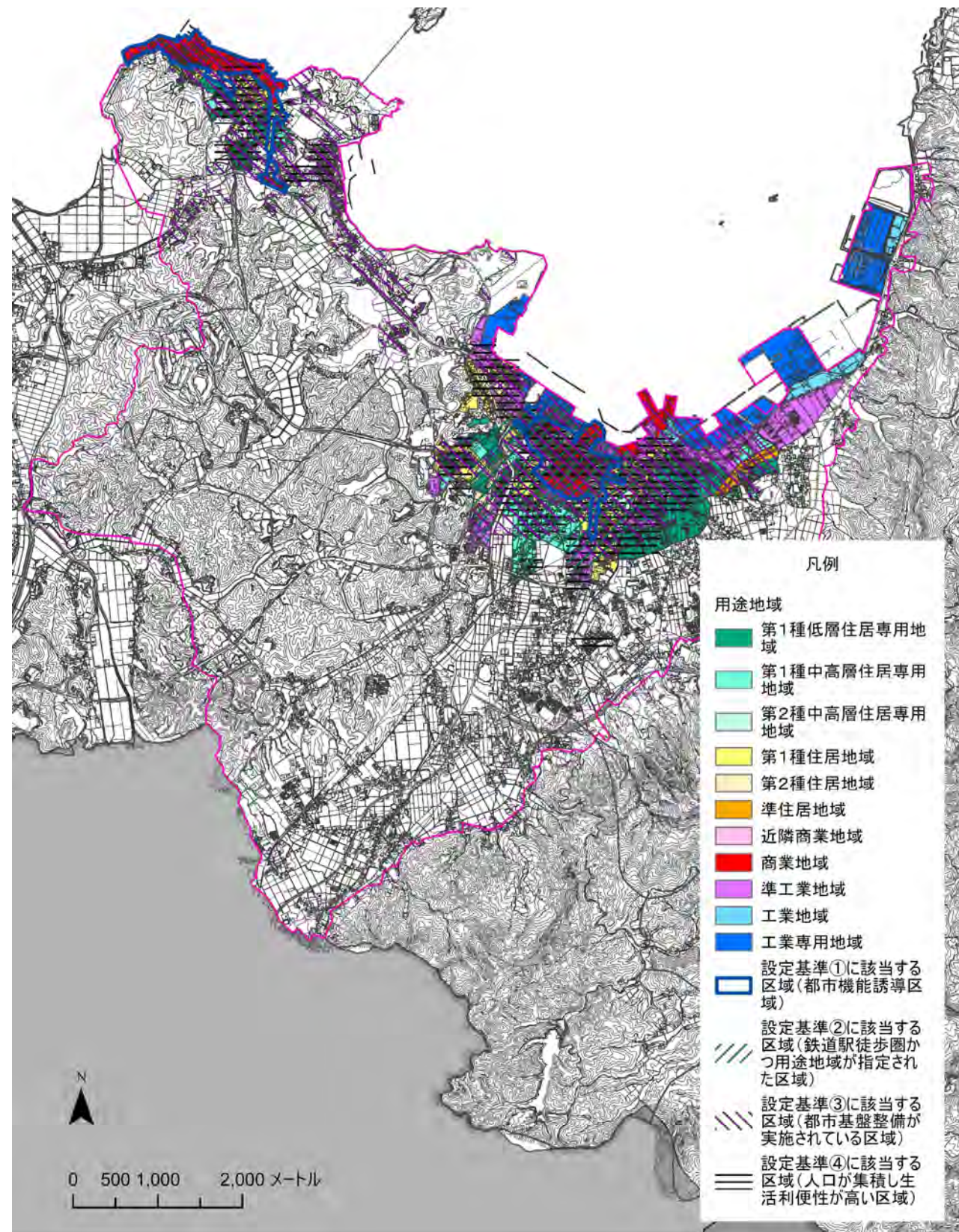


図 設定基準に該当する区域（設定基準①～④）



2-2-2 除外基準

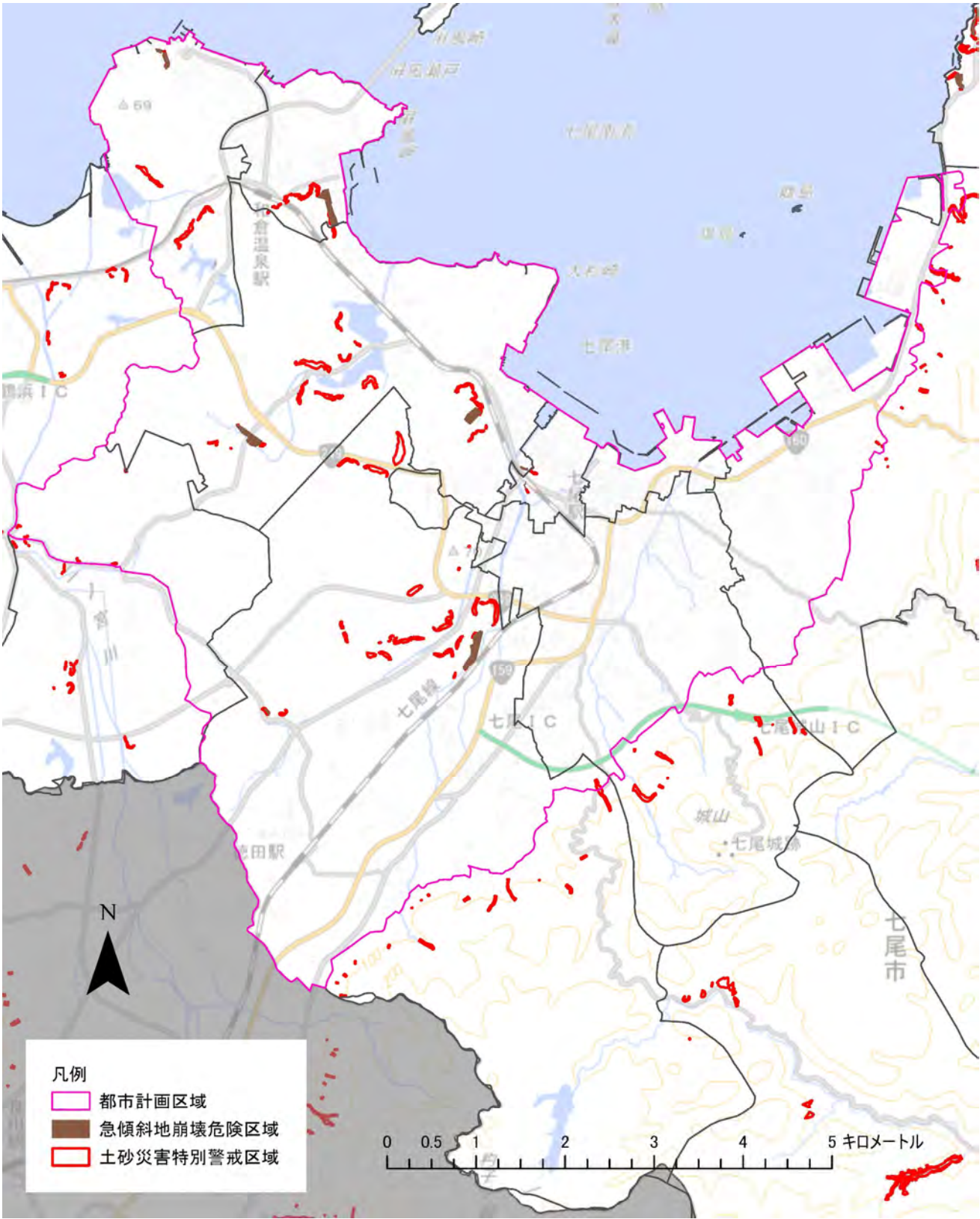
- 法令に規定されている居住誘導区域に含めてはならない区域は下表のとおりです。
- 七尾市の都市計画域内に該当があるのは、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域です。

表 居住誘導区域に含めてはならない区域

| 根 拠                   | 区 域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市再生特別措置法<br>第81条第19項 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 市街化調整区域</li><li>● 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 都市再生特別措置法<br>施行令第30条  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域、農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地や採草放牧地の区域</li><li>● 自然公園法第20条第1項に規定する特別地域</li><li>● 森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域</li><li>● 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第25条第1項に規定する特別地区</li><li>● 森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区、同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区</li><li>● 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する<u>急傾斜地崩壊危険区域</u></li><li>● 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域<br/>※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く</li><li>● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する<u>土砂災害特別警戒区域</u></li><li>● 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域</li></ul> |

※赤下線は七尾市都市計画域内に該当があるもの

図 居住誘導区域に含めてはならない区域（七尾市都市計画域内に該当があるもの）



- 都市計画運用指針に示されている原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域は下表のとおりです。
- 七尾市の都市計画区域内に該当があるのは、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域となりますが、いずれも災害リスク、避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合には、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域とされています。

| 表 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根 拠                         | 区 域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 都市計画運用指針                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域               <ul style="list-style-type: none"> <li>→津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域</li> <li>→災害危険区域（建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）</li> </ul> </li> <li>● 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域               <ul style="list-style-type: none"> <li>→土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する<u>土砂災害警戒区域</u></li> <li>→津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する<u>津波災害警戒区域</u></li> <li>→水防法第14条第1項に規定する<u>浸水想定区域</u></li> <li>→土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域</li> </ul> </li> </ul> |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

※赤下線は七尾市都市計画区域内に該当があるもの

- 洪水については、七尾駅周辺等の広い範囲で浸水が想定されていますが、2階建ての建物での垂直避難が可能となる浸水深 3.0m未満となっています。また、津波については、七尾港周辺等の七尾湾沿岸で浸水が想定されていますが、建物のほとんどが全壊するとされる浸水深 2.0m以上の津波は想定されていません。こうした水害が想定されているエリアは歴史的な成り立ちを歩んできた場所やまちづくりにおいて重要な場所を含んでいます。このため、こうしたエリアにおいては、適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備などを総合的に勘案し、居住誘導区域に含めることとします。
- 土砂災害については、洪水・津波等の水害と比較して、災害時の影響範囲が限られる一方、発災時には人的被害等が発生するおそれがあります。土砂災害警戒区域は、居住誘導区域に含めてはならないとされる土砂災害特別警戒区域と一体的に設定されることがほとんどであるため、あわせて居住誘導区域から除外します。

図 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（七尾市都市計画区域内に該当があるもの）

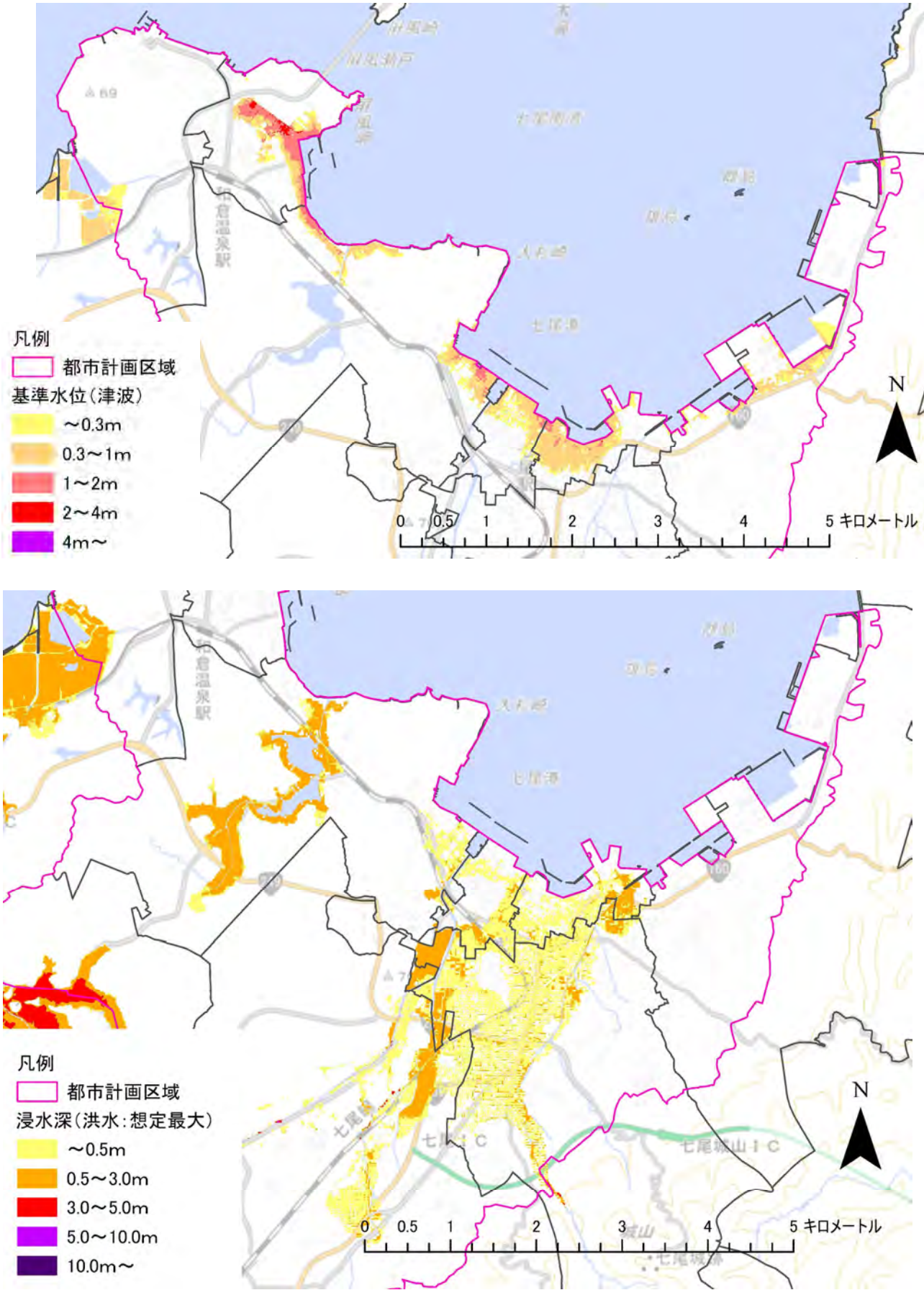
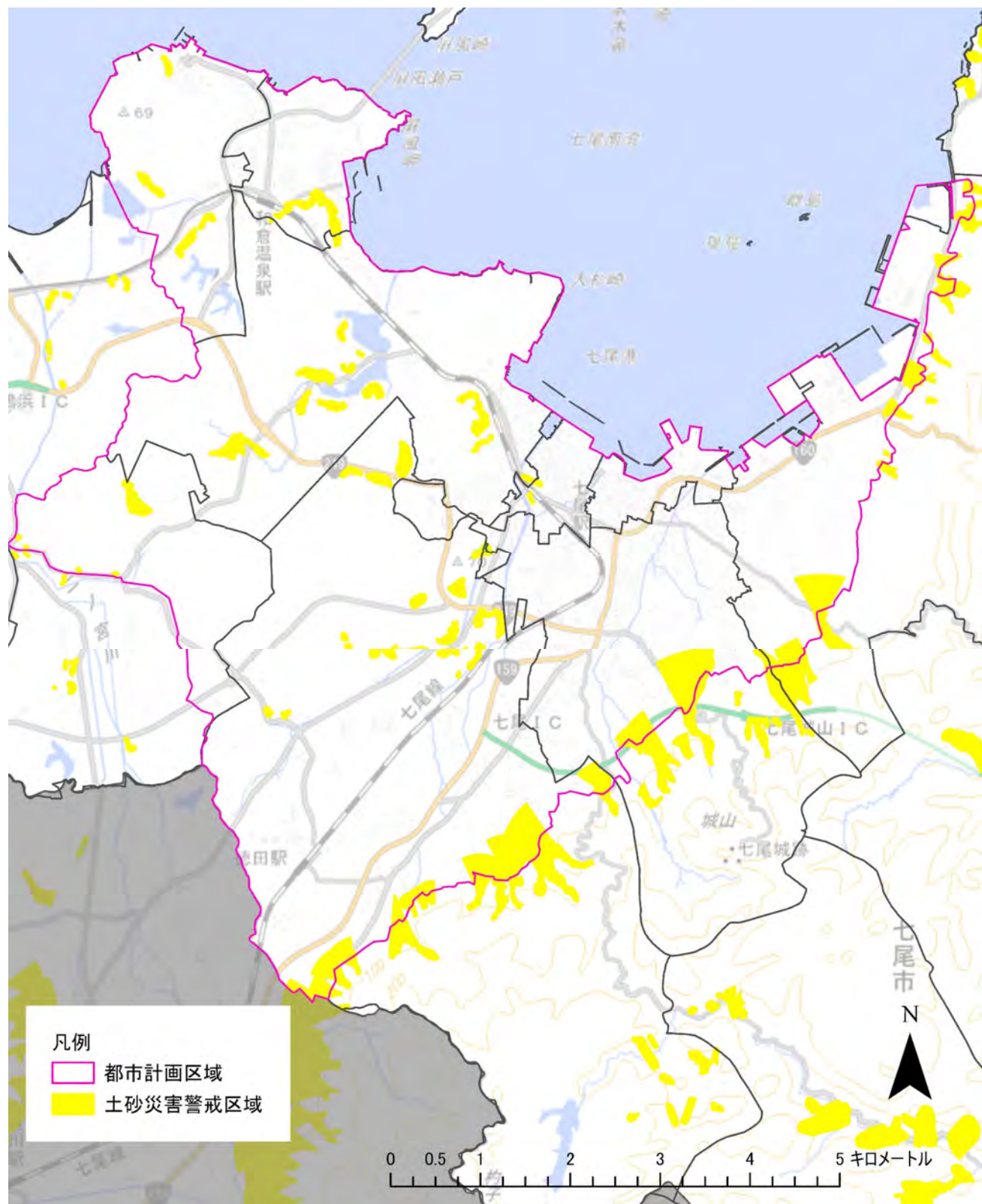


図 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（七尾市都市計画区域内に該当があるもの）

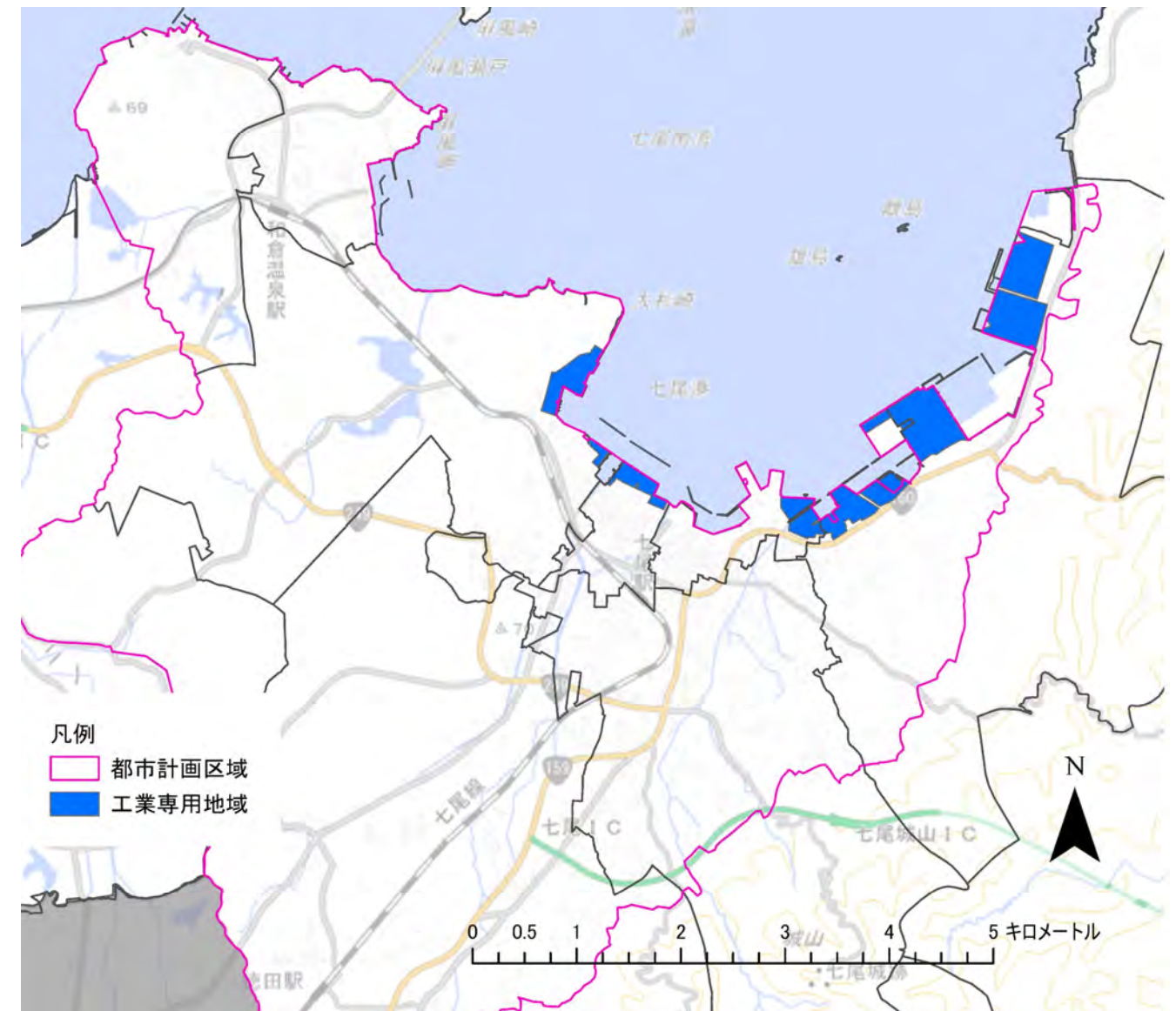


- 上記のほか、都市計画運用指針には、「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい」区域が示されています。
- 七尾市の都市計画区域内に該当があるのは、工業専用地域です。工業専用地域は七尾港に指定され、住宅地を形成するエリアとして想定しないことから、居住誘導区域に含めないこととします。

- ア 法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- イ 法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

※赤下線は七尾市都市計画区域内に該当があるもの

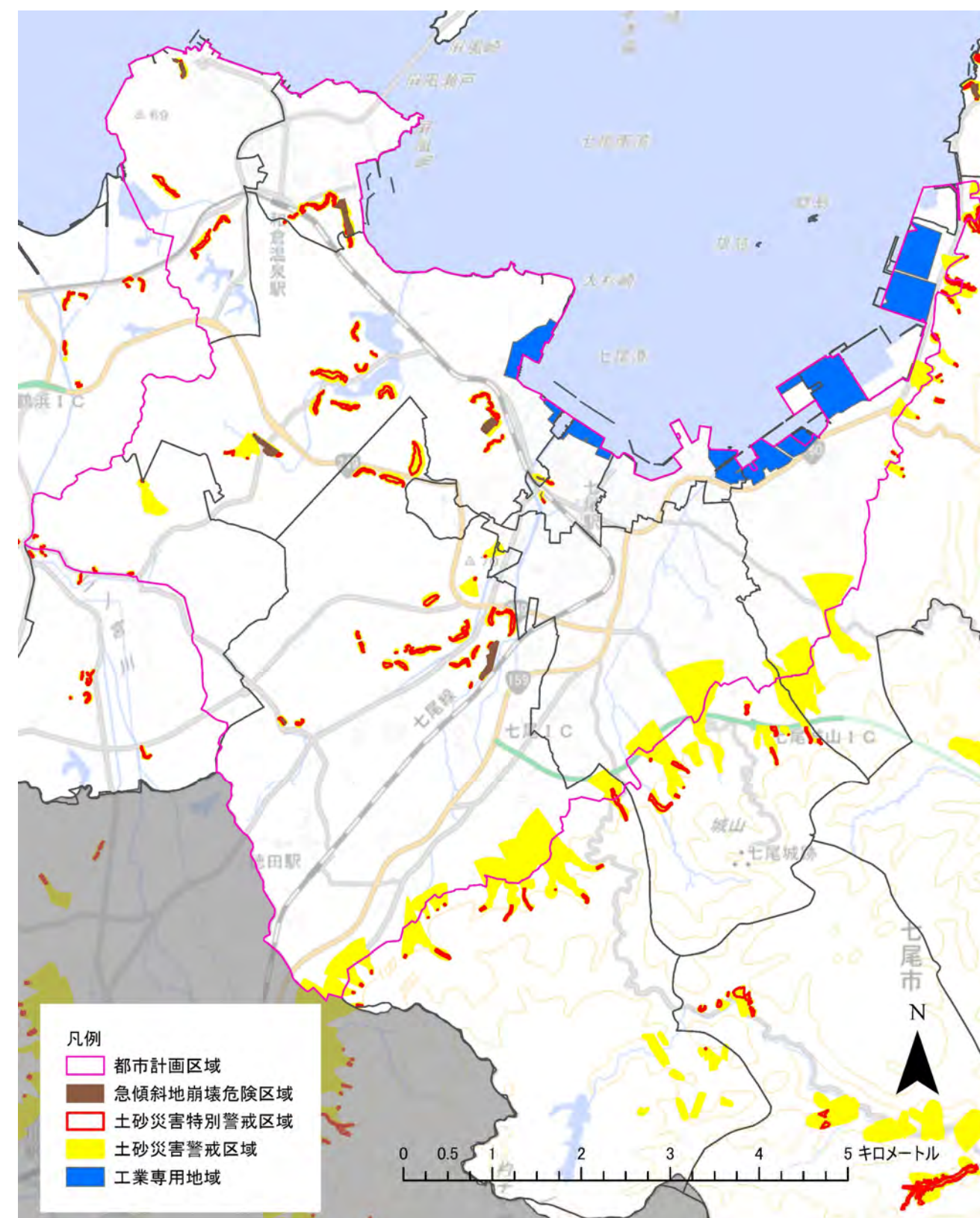
図 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域



○以上より、除外基準を以下のように設定します。

|      | 区分         | 根拠法令等                          | 法令・都市計画運用指針の考え方                                                                                                      | 除外基準                |
|------|------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 水害   | 洪水浸水想定区域   | 水防法                            | 災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき（都市計画運用指針） | 居住誘導区域に <u>含める</u>  |
|      | 津波災害警戒区域   | 津波防災地域づくりに関する法律                |                                                                                                                      |                     |
| 土砂災害 | 土砂災害警戒区域   | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 居住誘導区域に含まない区域とする（都市再生特別措置法施行令第 30 条）                                                                                 | 居住誘導区域に <u>含めない</u> |
|      | 土砂災害特別警戒区域 |                                |                                                                                                                      |                     |
|      | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律          |                                                                                                                      |                     |
| その他  | 工業専用地域     | 都市計画法                          | を居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい（都市計画運用指針）                                                                          | 居住誘導区域に <u>含めない</u> |

図 居住誘導区域に含めない区域



3. 居住誘導区域の設定

○居住誘導区域の設定基準に該当する区域から除外基準に該当する区域を除外して居住誘導区域を設定します。なお、区域設定にあたっては、地形地物や用途地域界により区域境界を設定します。

○なお、具体の区域境界の設定については、都市機能誘導区域及びその周辺のまとまりのある市街地であり、住宅地としての土地利用が想定されることに留意します。

図 設定基準と除外基準の重ね合わせ

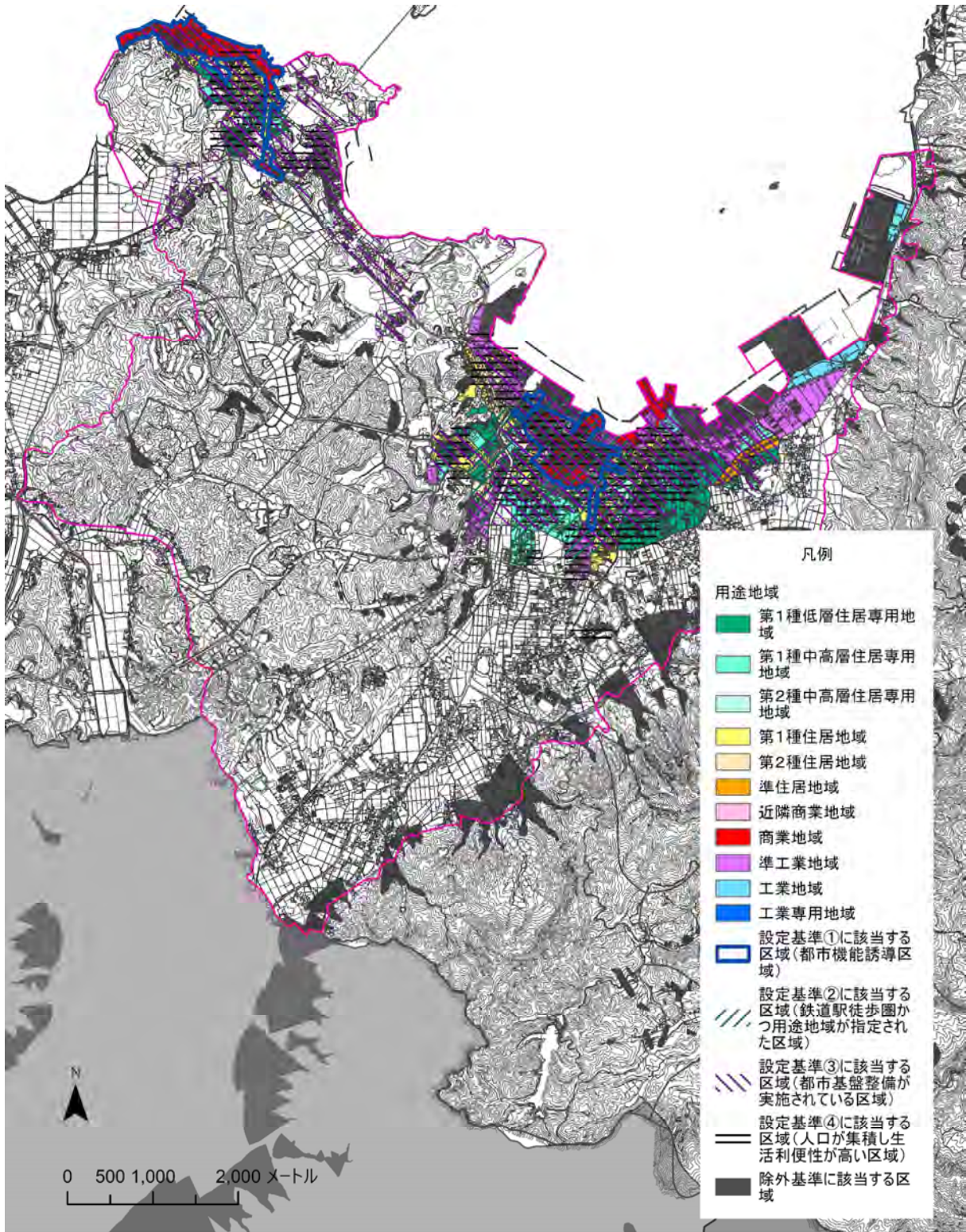


図 設定基準と除外基準の重ね合わせ（七尾）

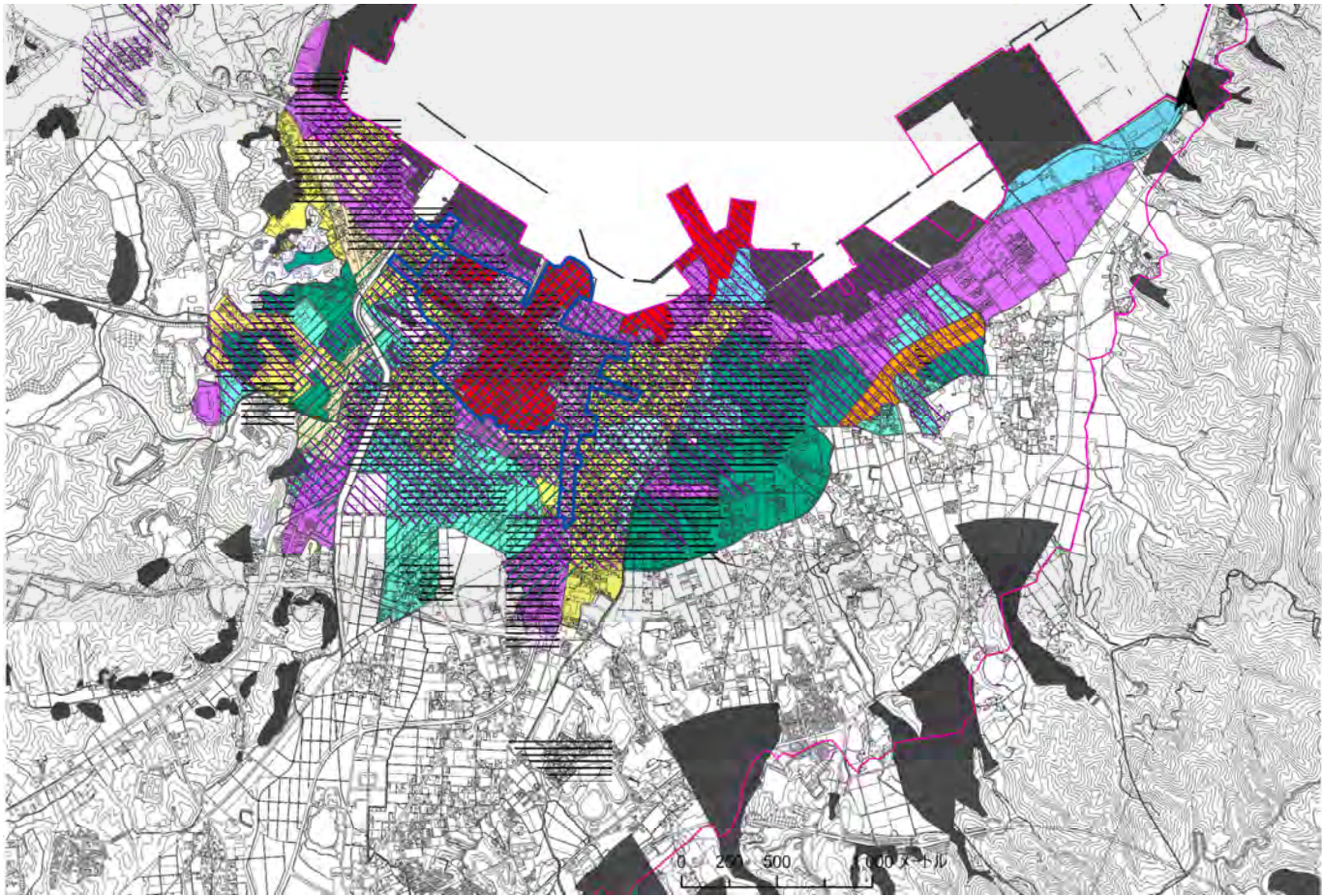
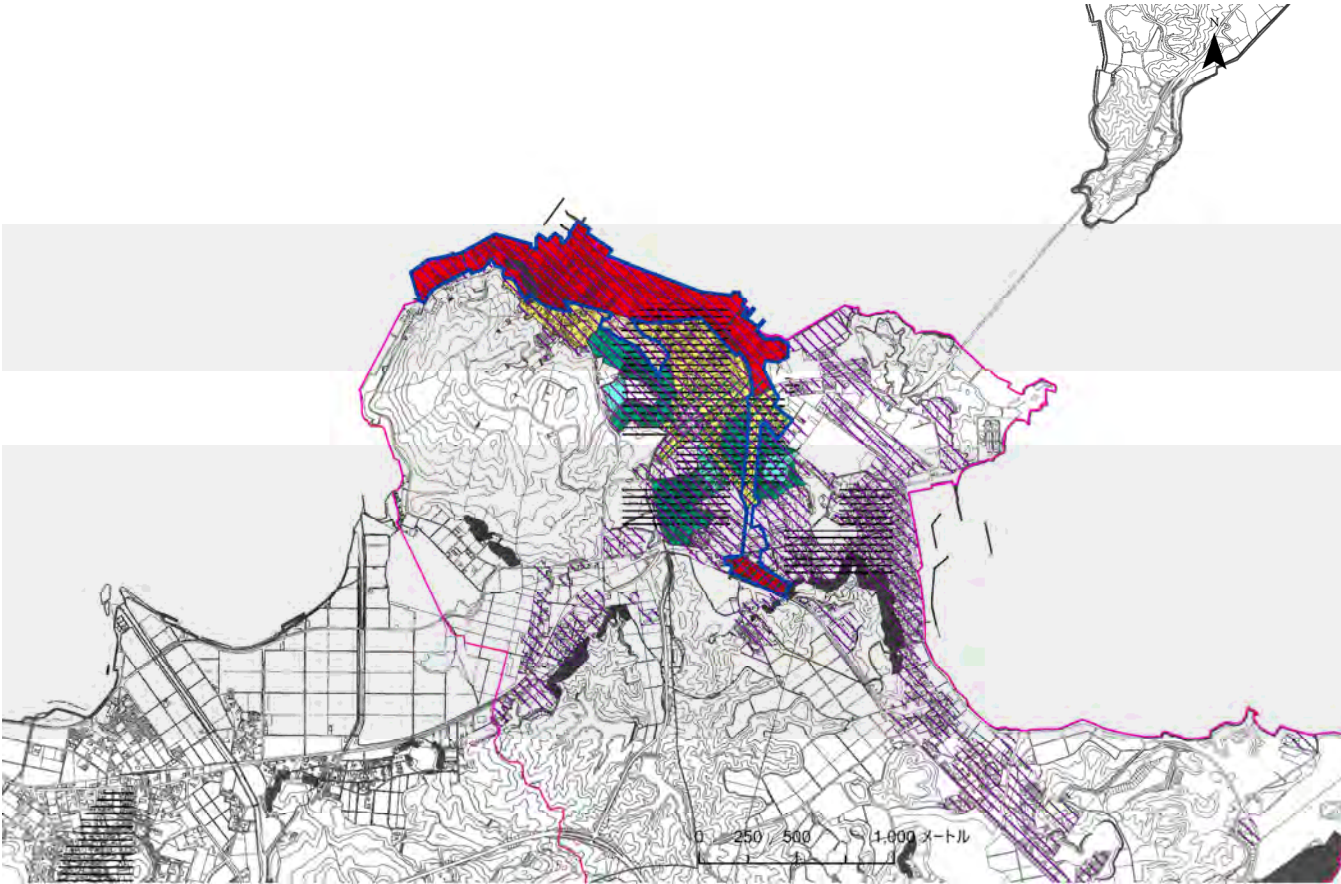
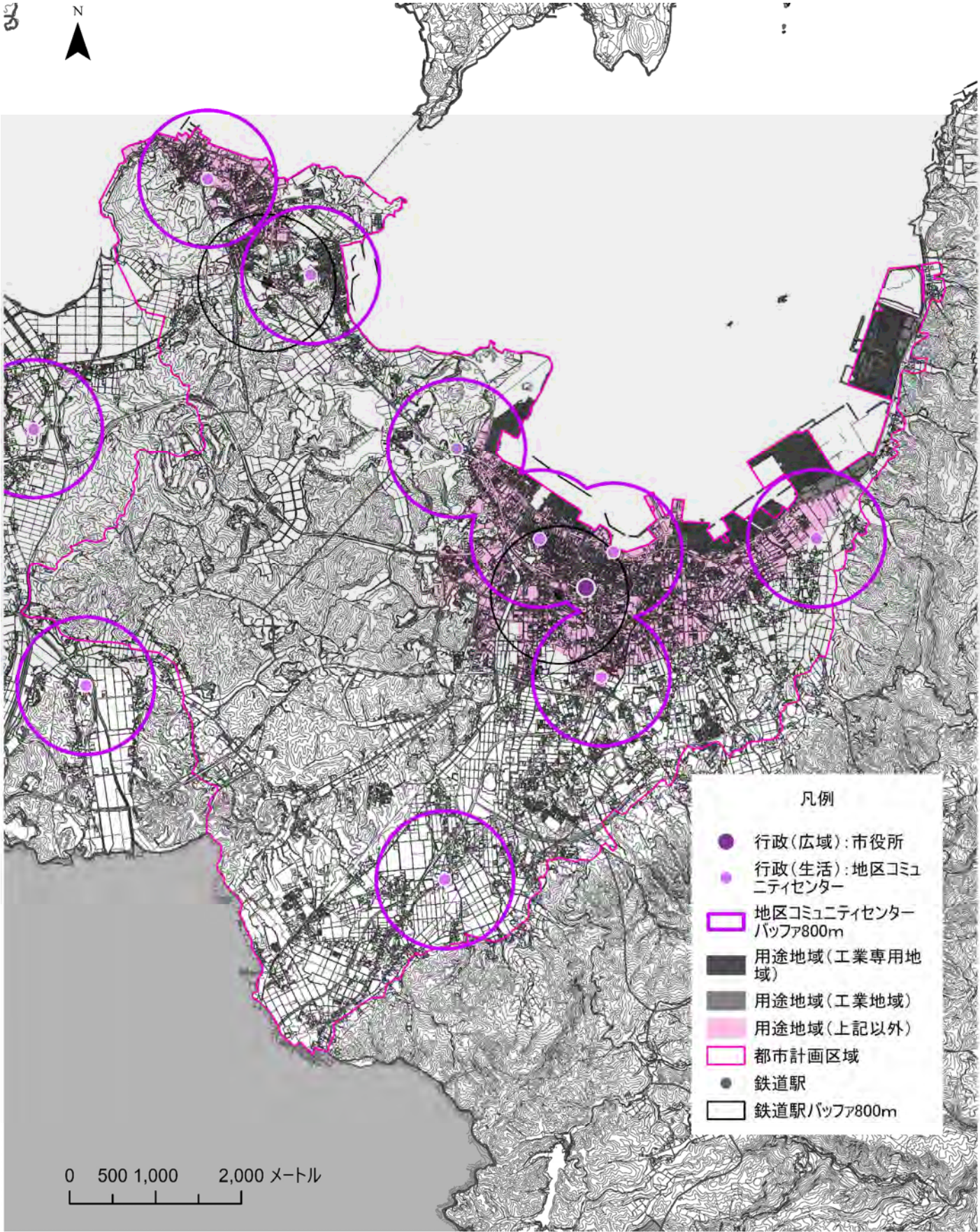


図 設定基準と除外基準の重ね合わせ（和倉）

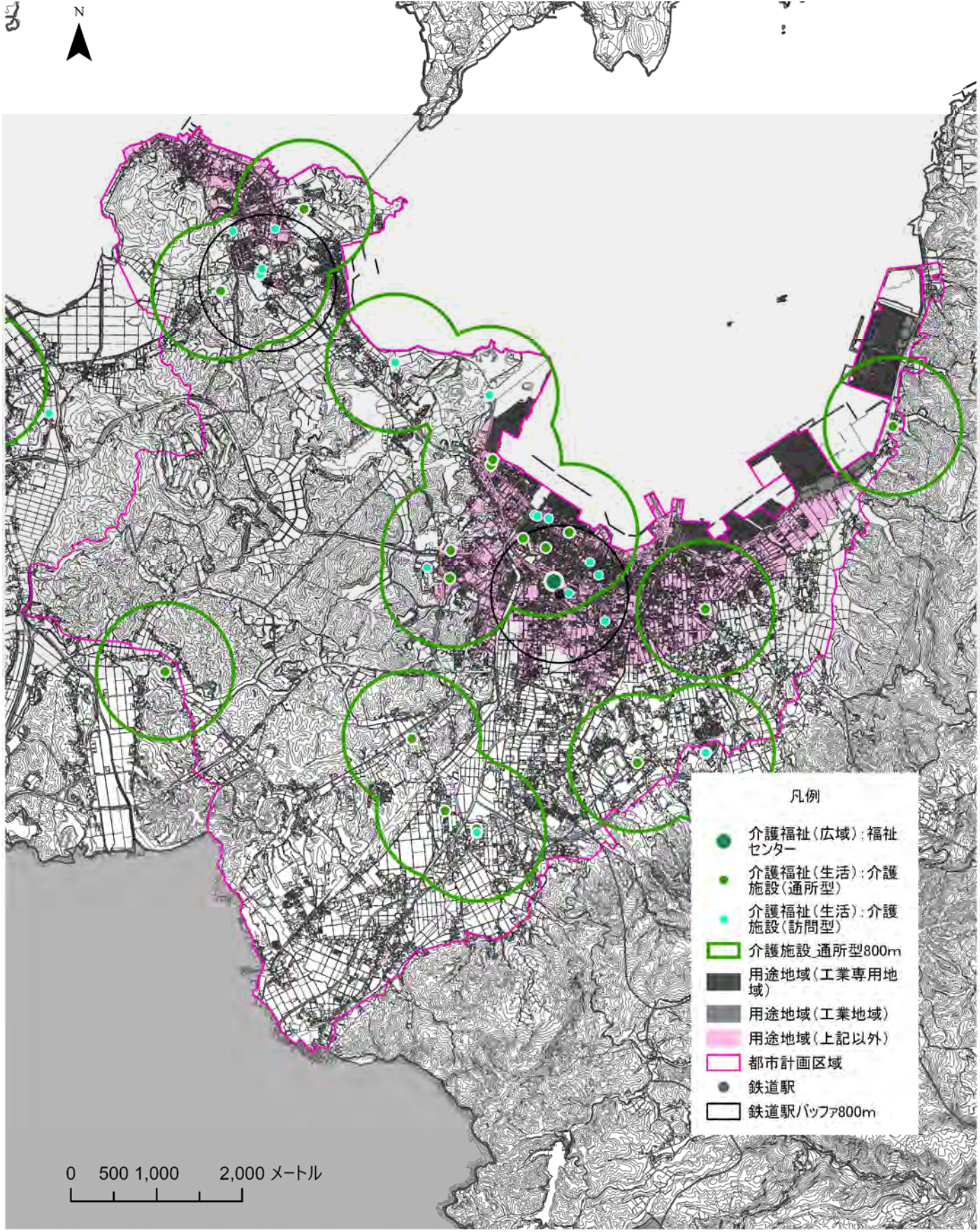


(参考) 生活利便性評価の検討【立適】

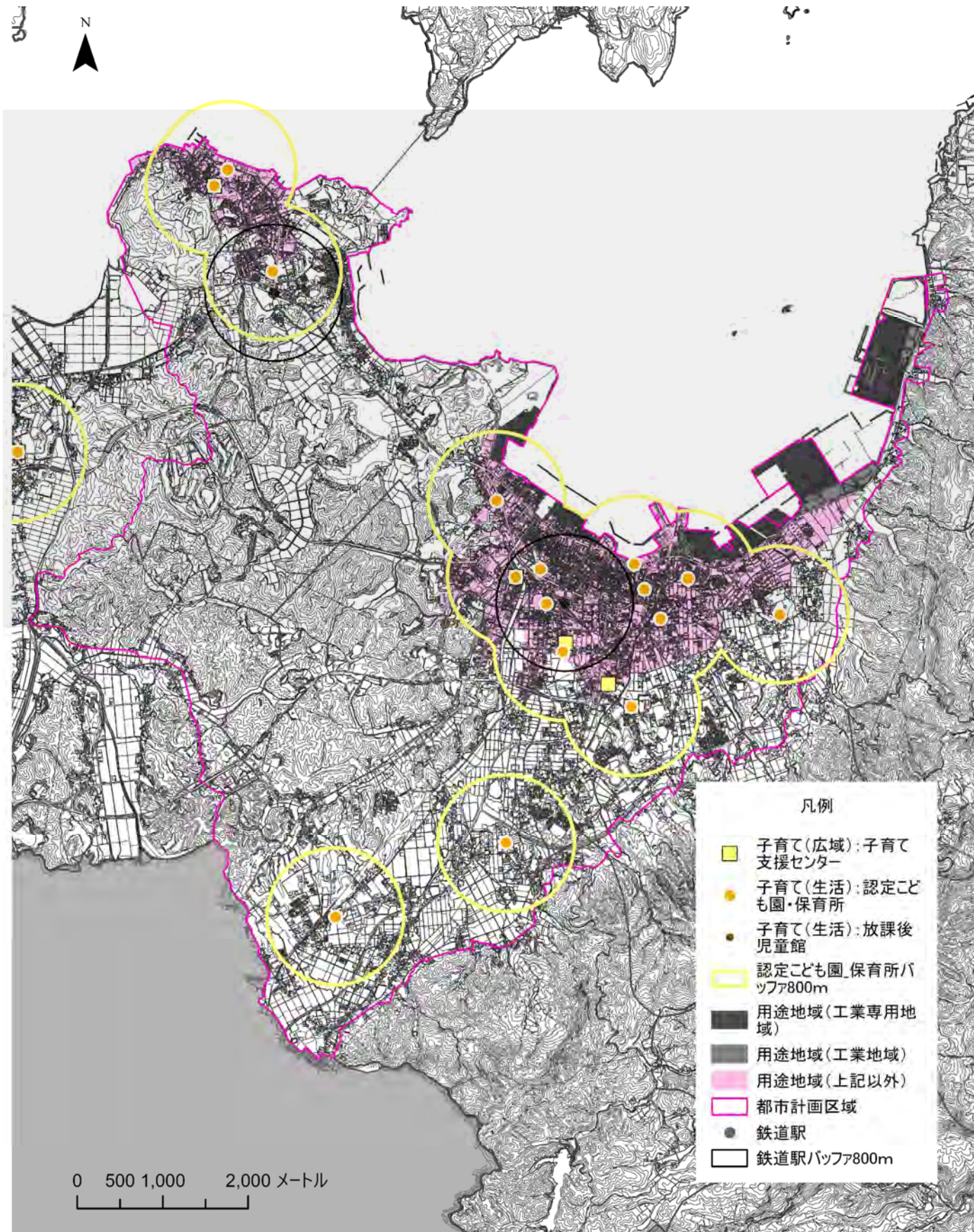
【行政機能】



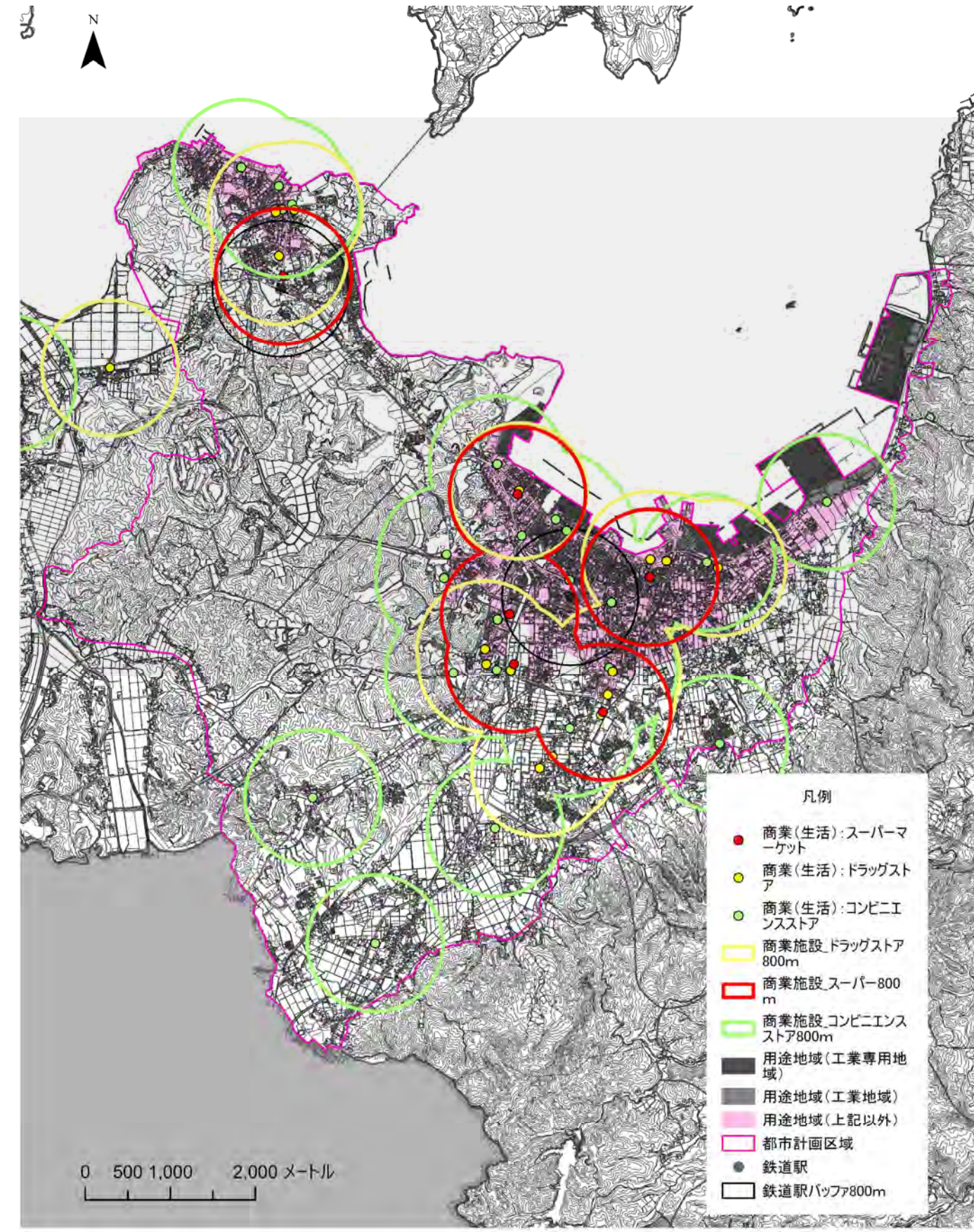
【介護福祉機能】



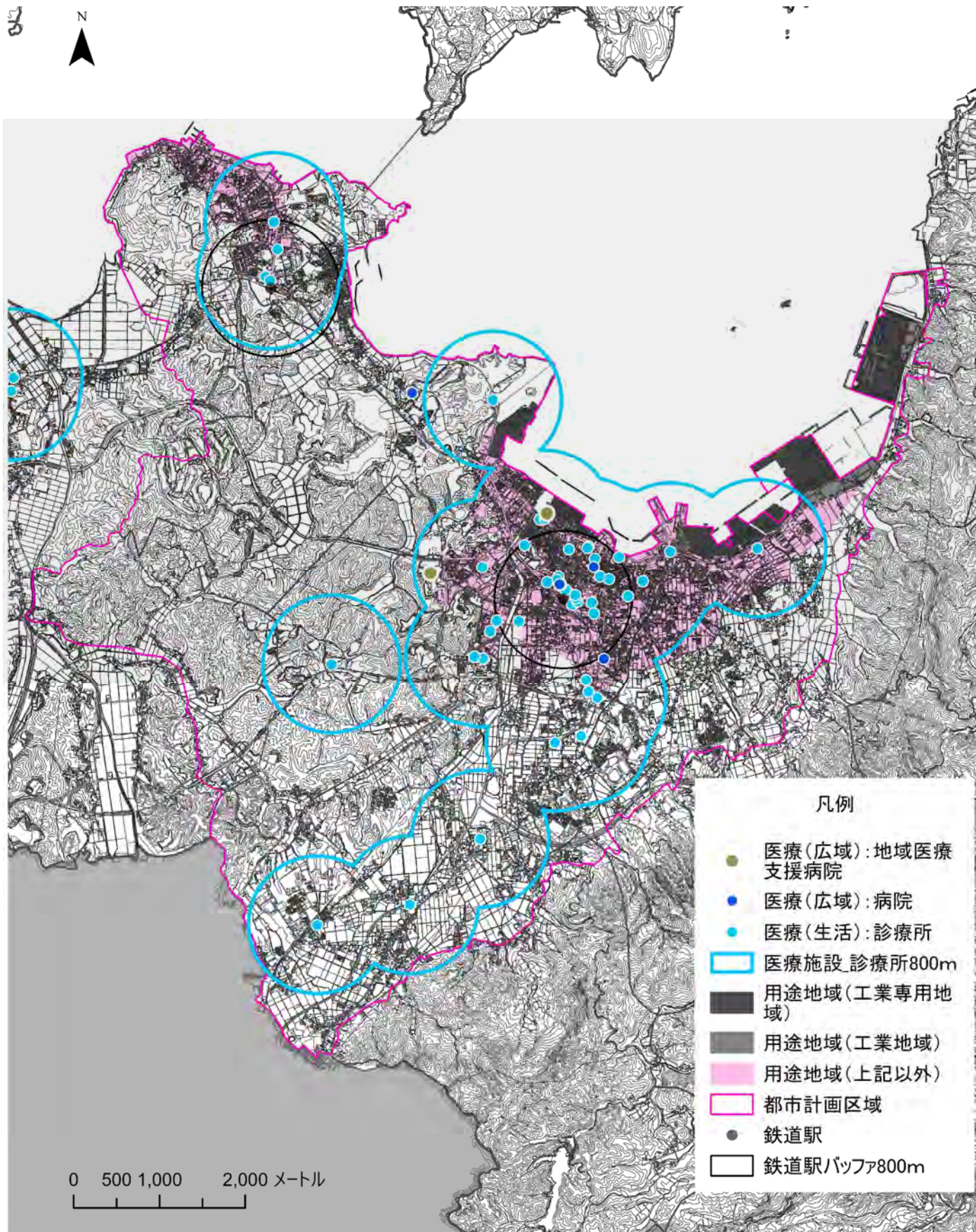
【子育て機能】



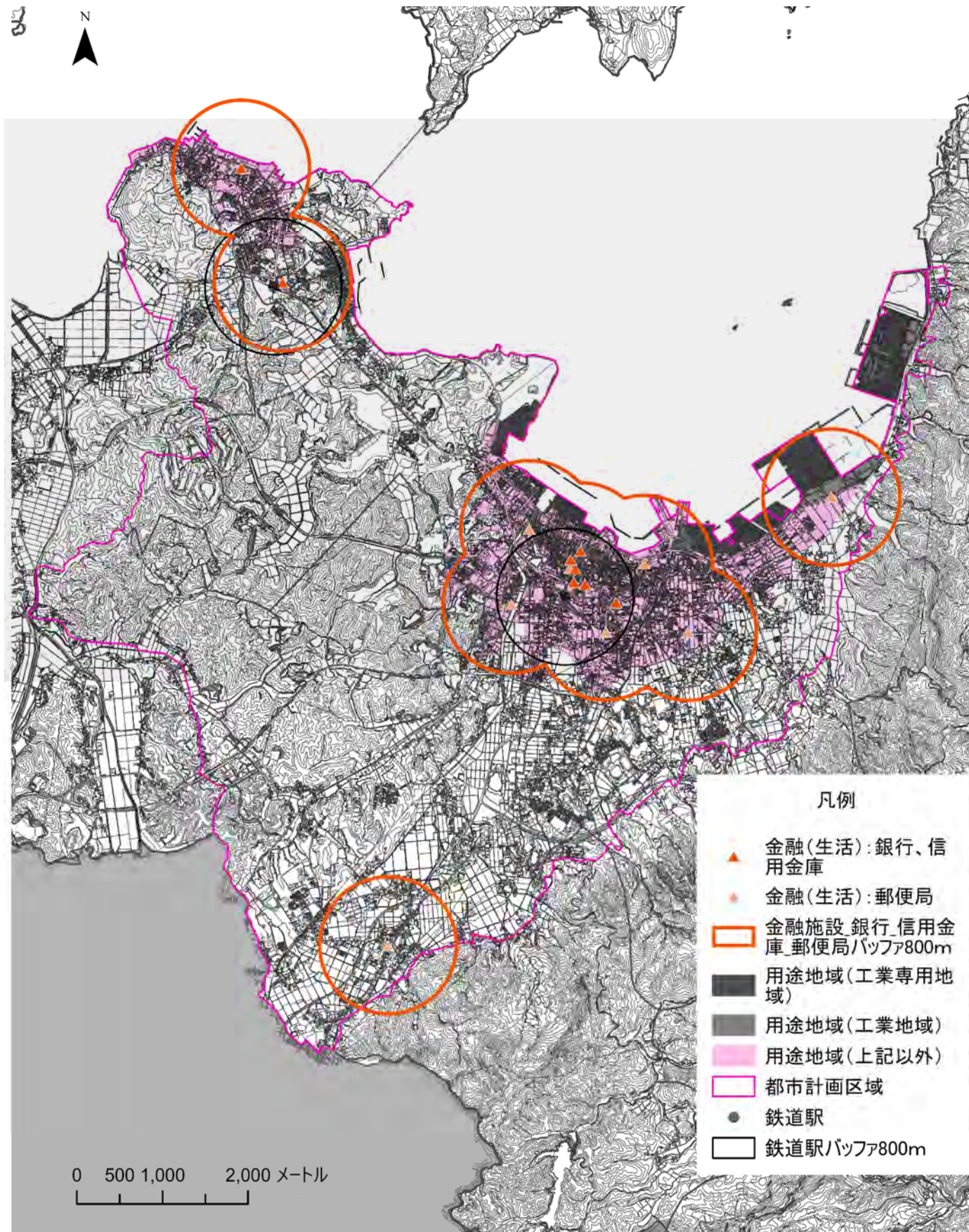
【商業機能】



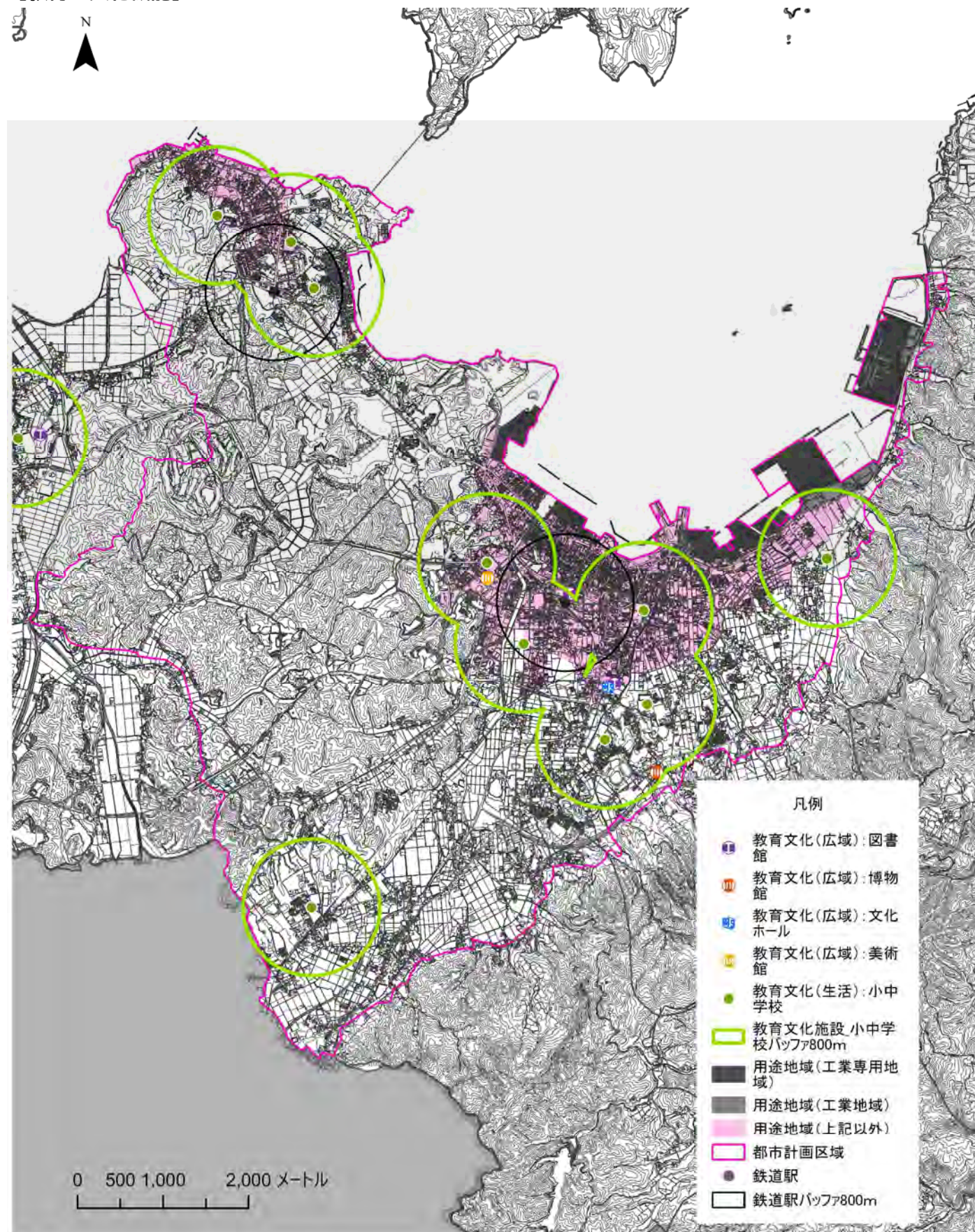
【医療機能】



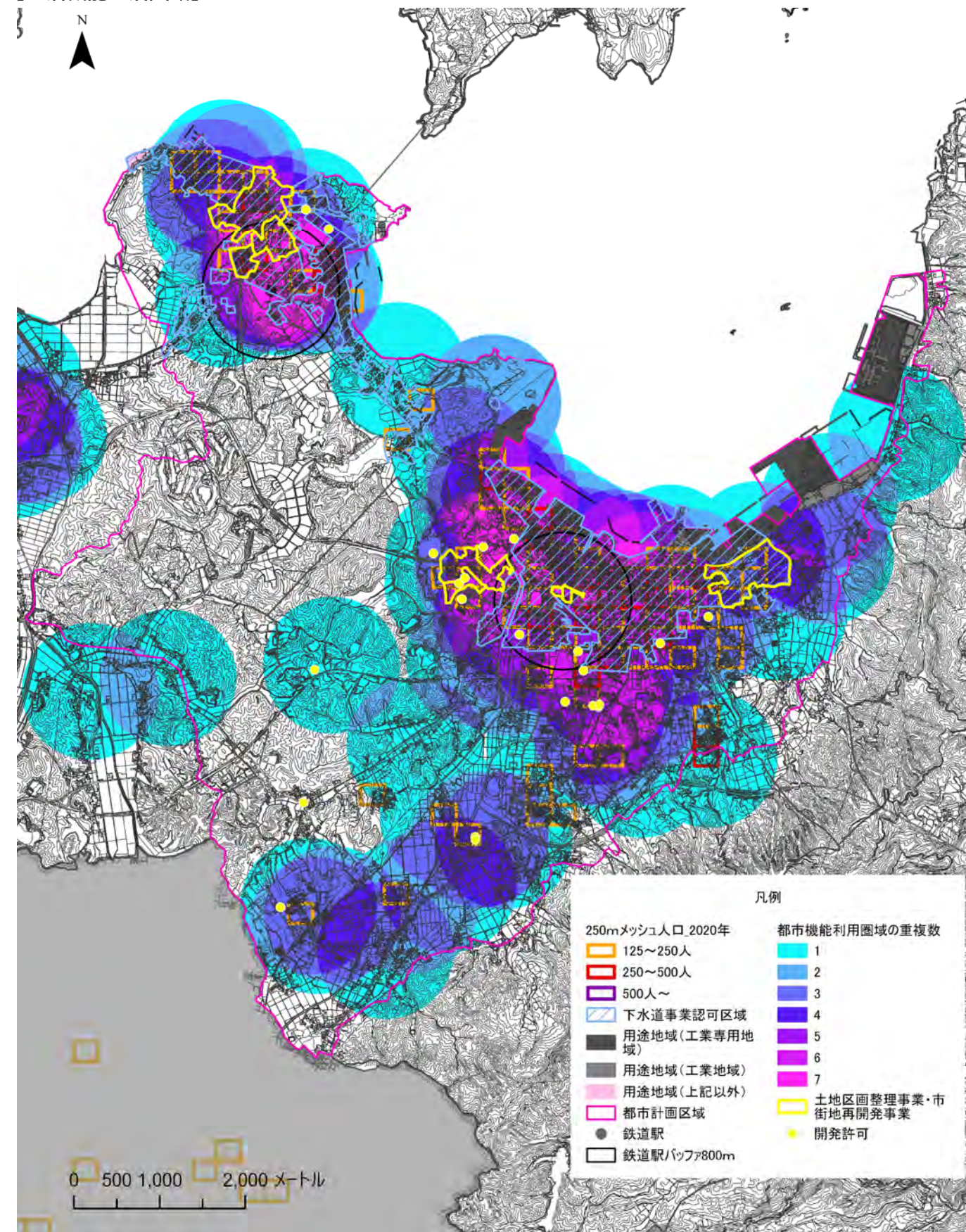
【金融機能】



【教育・文化機能】



【生活機能生活圏域】



4. 防災指針【立適】

4-1災害ハザード情報の整理

○七尾市においては、洪水、津波等の浸水や土砂災害、地震による災害ハザード情報が公表

| 種別   | 災害ハザード情報                                                                                                                                              | 備考                                                                                                    |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水   | 想定最大規模・計画規模：R1（水位周知河川）<br>・浸水想定区域（浸水深）<br><br>想定最大規模：R5（水位周知河川以外の小規模河川）<br>・浸水想定区域（浸水深）<br>・浸水想定区域（浸水継続時間）<br>・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）<br>・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） | 熊木川、御祓川、二宮川の浸水想定区域<br>想定最大規模の浸水想定区域（浸水深）は、水位周知河川以外の浸水想定区域を追加<br>※浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域は、水位周知河川以外の河川は未公表 |
| 津波   | ・津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域：R5                                                                                                                                |                                                                                                       |
| 内水   | ・内水浸水想定区域                                                                                                                                             |                                                                                                       |
| ため池  | ・ため池浸水想定区域：H26                                                                                                                                        |                                                                                                       |
| 土砂災害 | ・土砂災害(特別)警戒区域：R4<br>・地すべり防止区域：R3<br>・急傾斜地崩壊危険区域：R3                                                                                                    |                                                                                                       |
| 地震   | ・液状化危険度                                                                                                                                               |                                                                                                       |

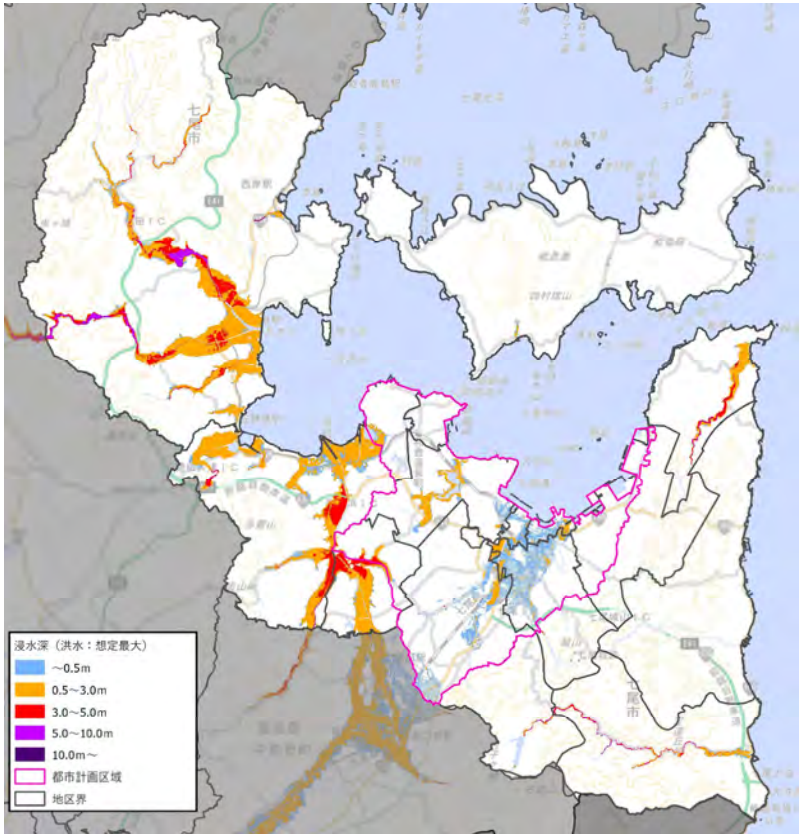
4-2 災害リスク分析の方針

- 災害ハザードの状況を踏まえて分析の視点を設定
- 分析の視点を基に災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、各種災害ハザード情報ごとに災害リスクを分析
- 災害リスク分析は、都市情報の整備状況を踏まえて市全域と市街地で分析を実施

4-2-1 洪水

災害ハザード状況 ※想定最大規模

- ・想定最大規模の降雨による洪水では、広い範囲で浸水が想定
- ・2階への垂直避難が困難となる浸水深 3.0m 以上の浸水が一部で見られる
- ・河岸侵食や氾濫流により家屋への被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域が河川沿線を中心に指定
- ・浸水が3日以上継続する箇所は想定されていない



資料：石川県資料

図 洪水浸水想定区域（浸水深）



資料：石川県資料

図 洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）

災害リスク分析の方針

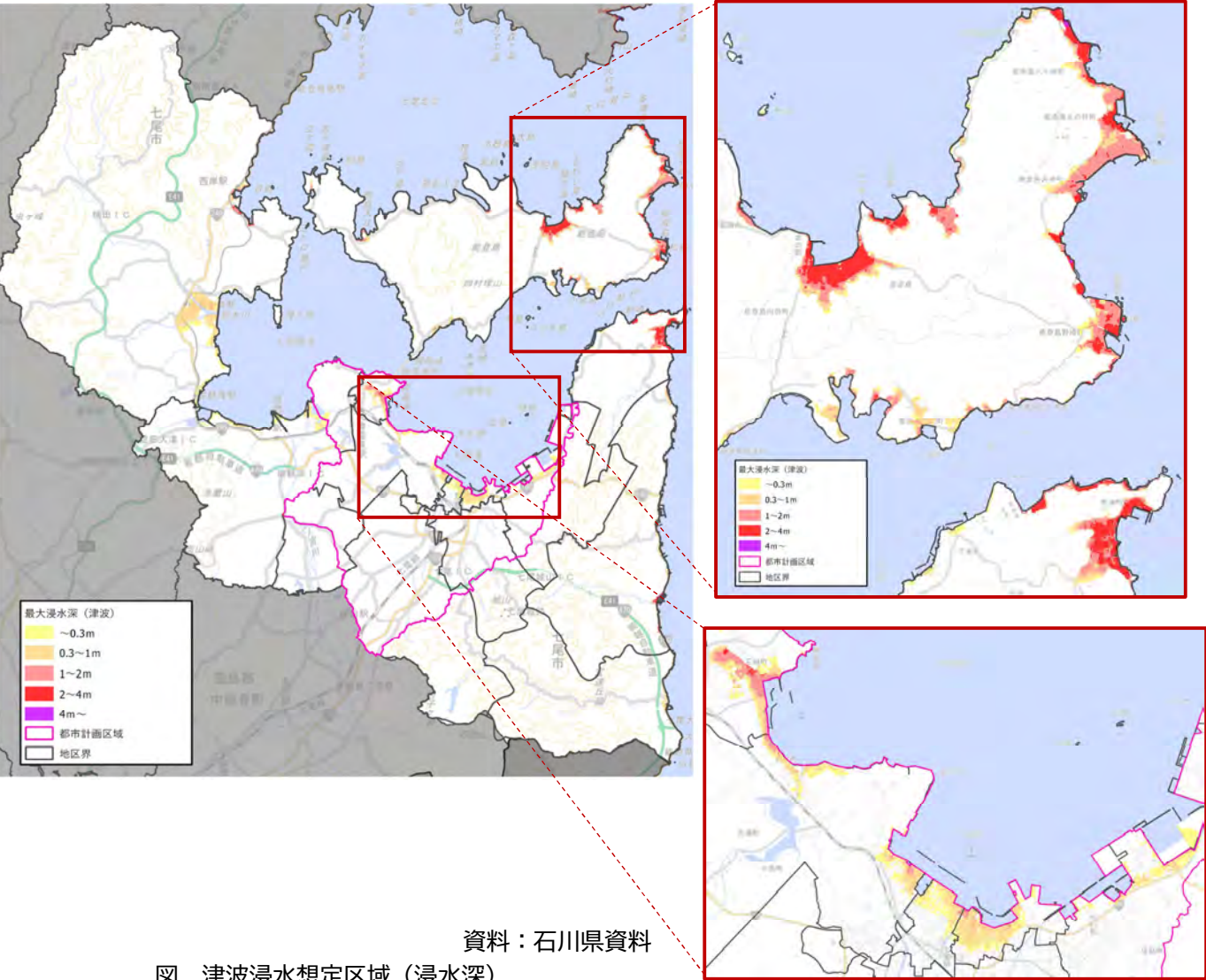
- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

| 分析の視点                       | データ重ね合わせ                |
|-----------------------------|-------------------------|
| 洪水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認       | ・浸水想定区域×人口（250m メッシュ）   |
| 垂直避難が困難で事前に水平避難が必要な建物や地区を確認 | ・浸水想定区域（浸水深 3.0m 以上）×建物 |
| 水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認  | ・浸水想定区域×指定避難所（500m 圏域）  |
| 河岸侵食や氾濫流により被害が懸念される建物があるか確認 | ・浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）×建物 |

4-2-2 津波

災害ハザード状況

- ・沿岸部の市街地や集落地で浸水が想定
- ・木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m 以上の浸水が想定される地区がみられる



資料：石川県資料  
図 津波浸水想定区域（浸水深）

災害リスク分析の方針

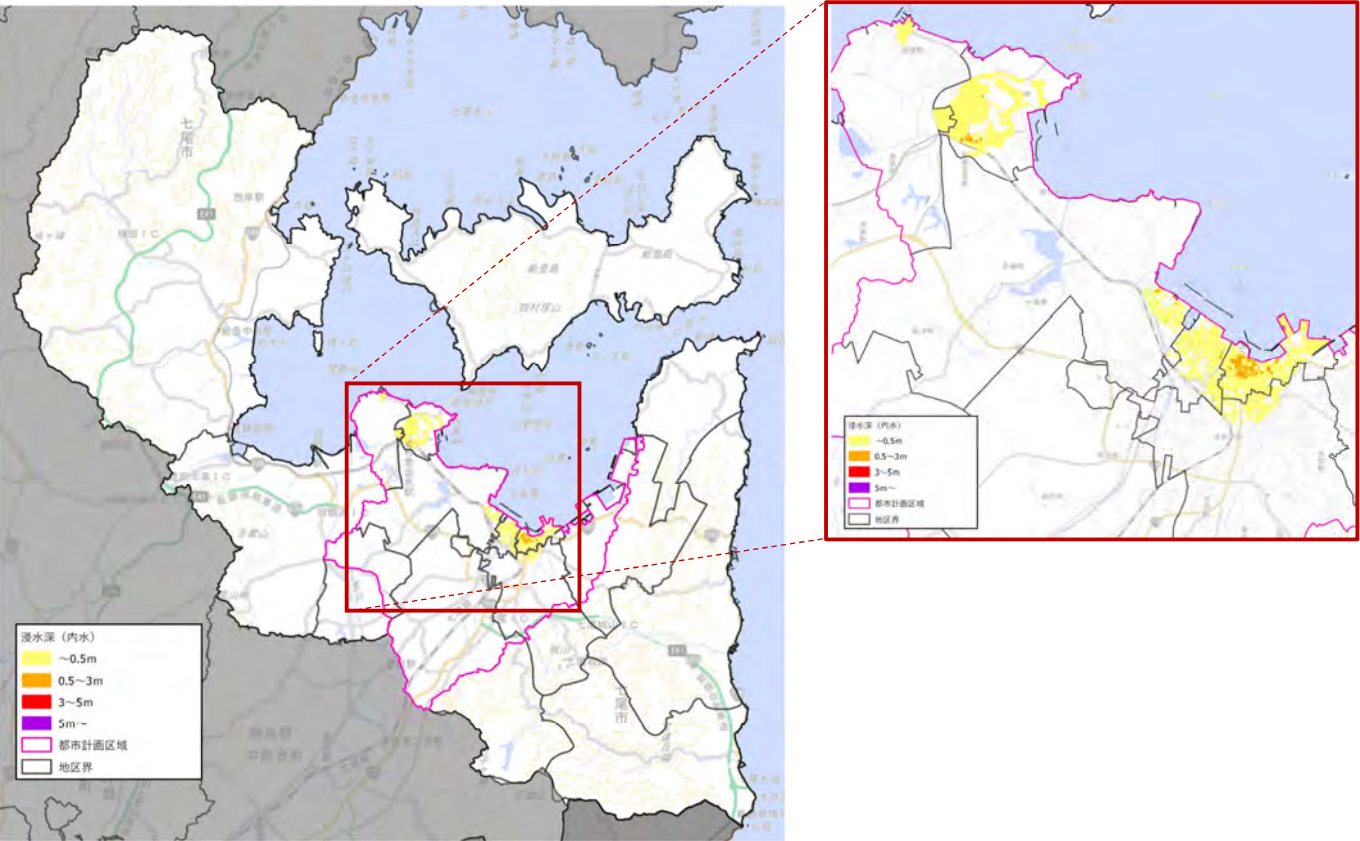
- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

| 分析の視点                      | データ重ね合わせ                      |
|----------------------------|-------------------------------|
| 津波の影響を受ける人口規模・人口分布を確認      | ・津波浸水想定区域×人口（250m メッシュ）       |
| 津波による被害が懸念される建物があるか確認      | ・津波浸水想定区域（浸水深 2.0m 以上）×建物     |
| 浸水が想定される地区における緊急避難場所の有無を確認 | ・浸水想定区域×緊急避難場所・指定避難所（500m 圏域） |

4-2-3 内水

災害ハザード状況

- ・七尾港沿岸部の市街地や和倉温泉駅北側地域で浸水が想定
- ・床下浸水相当とされる浸水深 0.5m が浸水想定区域内のほとんどを占めるものの、一部で床上浸水相当の浸水深 0.5m～3.0m の箇所がみられる



資料：七尾市資料  
図 内水浸水想定区域（浸水深）

災害リスク分析の方針

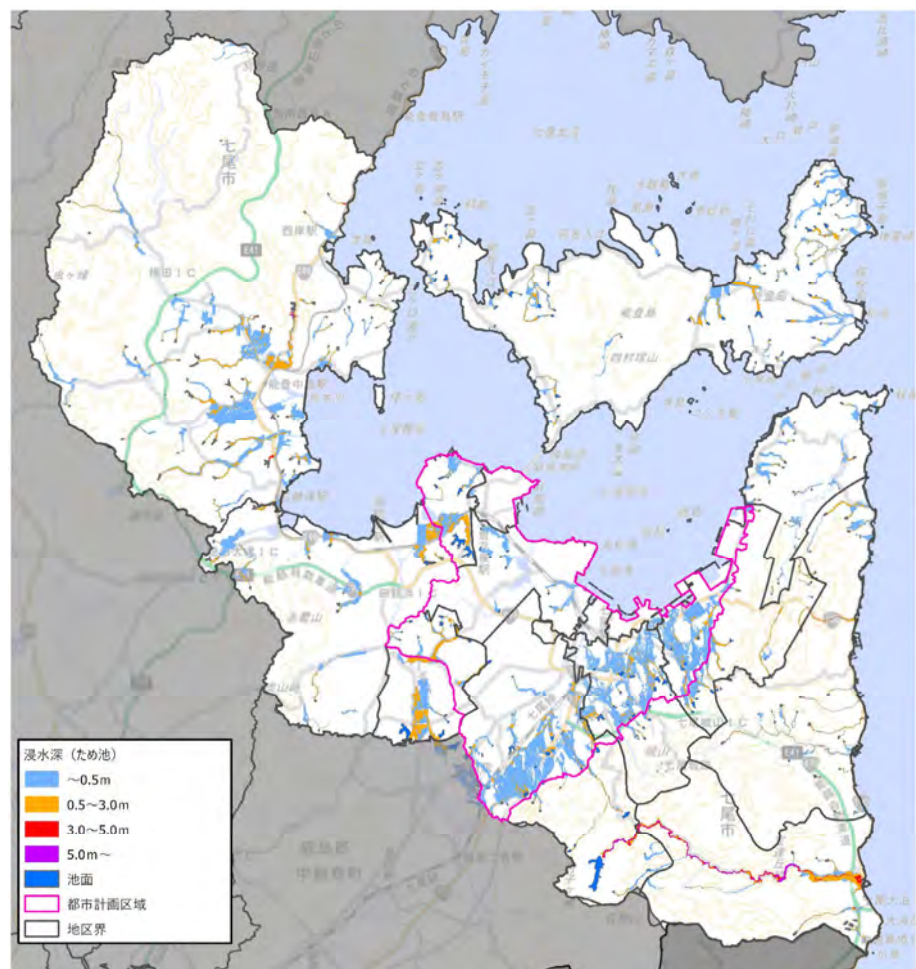
- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

| 分析の視点                      | データ重ね合わせ                  |
|----------------------------|---------------------------|
| 内水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認      | ・内水浸水想定区域×人口（250m メッシュ）   |
| 事前に水平避難が必要な建物や地区を確認        | ・内水浸水想定区域（浸水深 0.5m 以上）×建物 |
| 水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認 | ・内水浸水想定区域×指定避難所（500m 圏域）  |

4-2-4 ため池

災害ハザード状況

- ・本市には 300 以上の多くのため池が分布し、ため池の堤体が決壊した場合の浸水が想定されている。
- ・0.5m未満の浸水が市全域で見られるものの、浸水深 3.0m以上の浸水はほとんど想定されていない。



資料：七尾市資料

図 ため池浸水想定区域（浸水深）

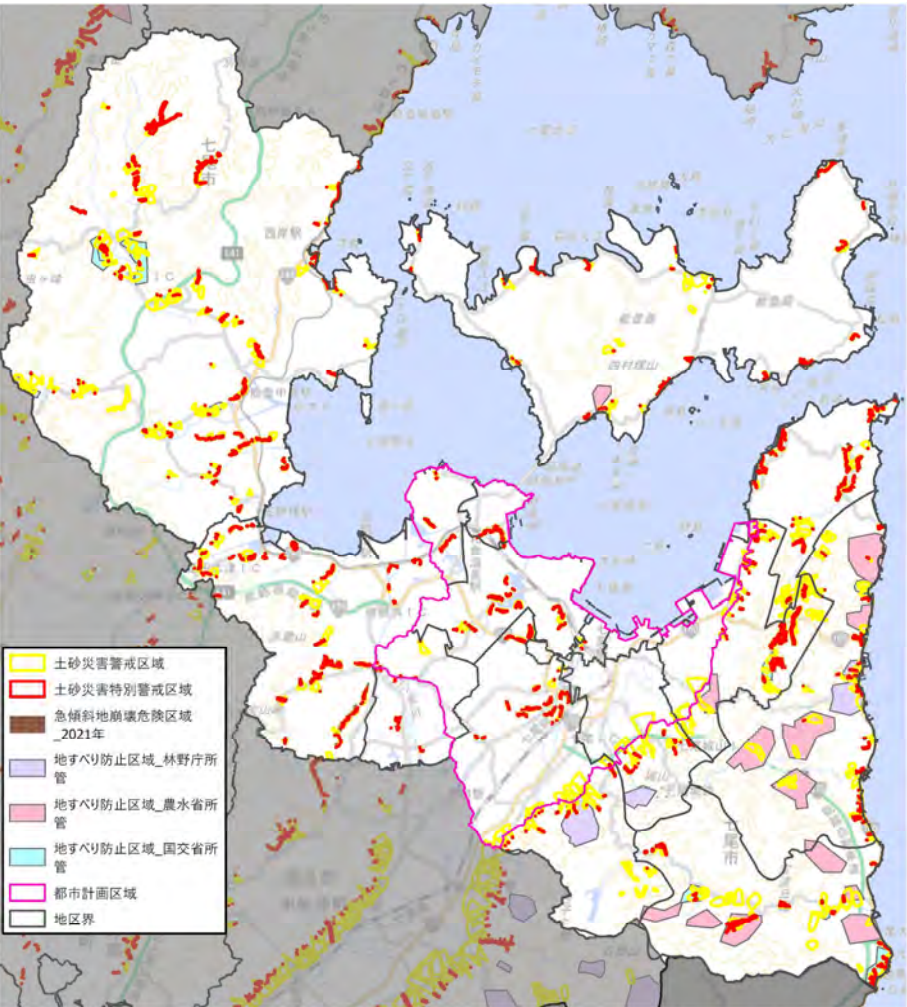
災害リスク分析の方針

- ・浸水深 3.0 以上の地区がほとんどみられず、400 のため池の堤体が同時に破堤することも現実的ではないため、各ため池を統合した浸水想定区域での分析は行わない
- ・災害リスク分析は行わないが、ため池の老朽化が進行していることを踏まえた取組を検討していく

4-2-5 土砂災害

災害ハザード状況

- ・土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が市全域で指定され、土砂災害のリスクが高い地区が分布している。
- ・一部区間が、土砂災害警戒(特別)区域等の土砂災害の危険性が高い地域を通る国県道がみられる



資料：七尾市資料

図 ため池浸水想定区域（浸水深）

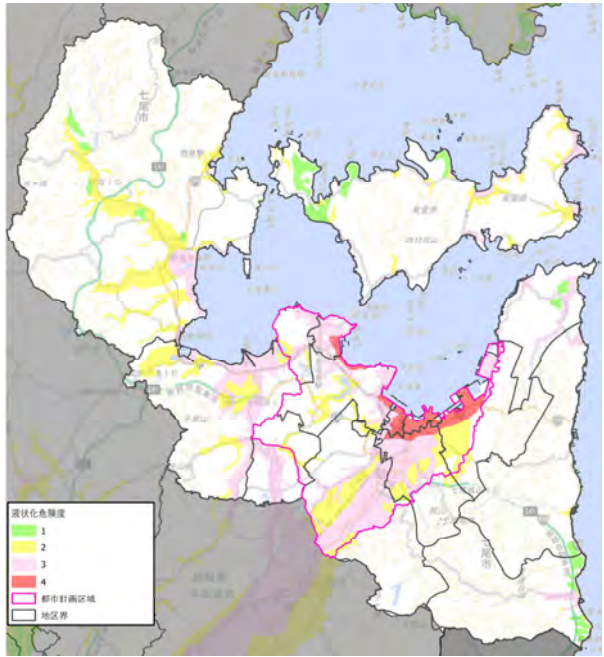
災害リスク分析の方針

- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

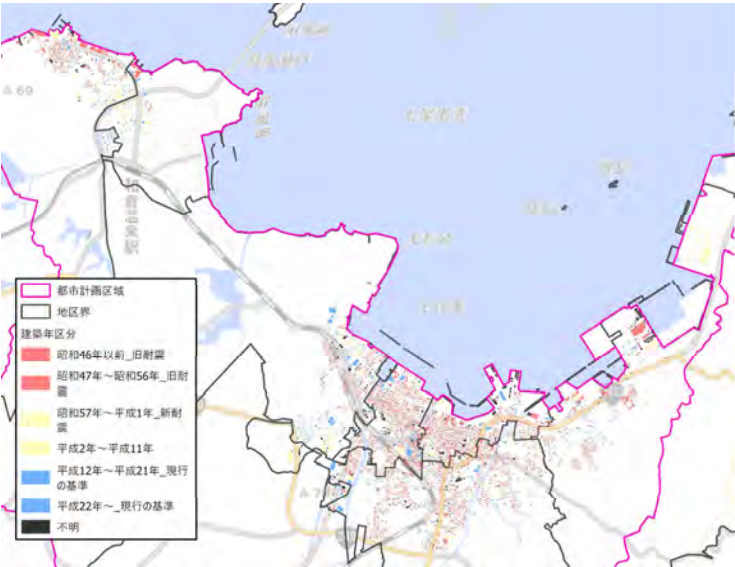
| 分析の視点                   | データ重ね合わせ                                          |
|-------------------------|---------------------------------------------------|
| 土砂災害の影響を受ける人口規模・人口分布を確認 | ・内水浸水想定区域×人口（250m メッシュ）                           |
| 土砂災害による被害が懸念される建物があるか確認 | ・土砂災害のリスクが高い地区（土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地警戒区域・地すべり防止区域）×建物 |

災害ハザード状況

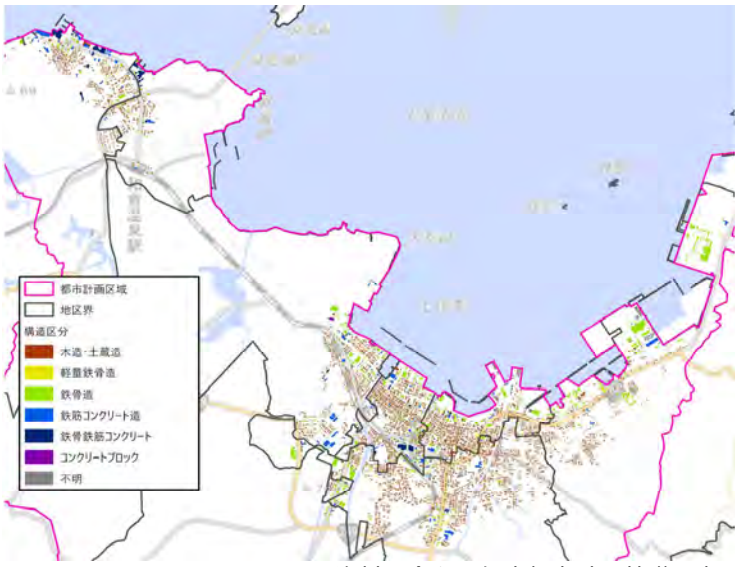
- ・旧耐震基準に基づき建築されたと想定される昭和 56 年以前の建物が市街地（用途地域）全域に多く分布し、大規模地震発生の際に倒壊等の被害が懸念される
- ・七尾駅周辺の市街地では、木造家屋が密に立地しており、火災が発生した際の延焼が懸念される
- ・液状化の危険性が高い地域が、七尾港周辺にみられる



資料：七尾市資料  
図 液状化危険度



資料：令和元年度都市計画基礎調査  
図 建築年別建物現況



資料：令和元年度都市計画基礎調査  
図 構造別建物現況

災害リスク分析の方針

- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

| 分析の視点                         | データ重ね合わせ              |
|-------------------------------|-----------------------|
| 昭和 56 年以前に建築された建物の分布を確認       | ・ 建築年別建物分布（昭和 56 年以前） |
| 木造家屋が密に分布している地域を確認            | ・ 構造別建物分布（木造家屋）       |
| 液状化危険度が高い地域における公共公益施設の立地状況を確認 | ・ 液状化危険度 × 公共公益施設     |

## 4-3 災害リスク分析

### 4-3-1 洪水

○洪水に関する災害リスク分析結果を以下に整理

| 分析の視点                       | 分析結果 ※分析図参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域に約 24 千人（高齢者約 9 千人）が居住しており、多くの市民が洪水による影響を受けることが想定される。（※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計）</li> <li>・人口が集積する七尾駅周辺の市街地や田鶴浜地区、中島地区においても浸水が想定される。</li> </ul>                                                                                                                                  |
| 垂直避難が困難で事前に水平避難が必要な建物や地区を確認 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・七尾駅周辺の市街地では広い範囲で浸水が想定されるものの、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物は一部にとどまり、2 階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物はみられない。</li> <li>・田鶴浜地区では、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物が多く分布し、一部では2 階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物もみられる。</li> <li>・中島地区では、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物が多く分布するとともに、2 階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物についても熊本川周辺で多く立地している。</li> </ul> |
| 水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物への浸水が想定されている地域で、指定避難・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 河岸侵食や氾濫流により被害が懸念される建物があるか確認 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・御祓川沿いで河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。</li> <li>・二宮川沿いの一部区間で河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。</li> <li>・熊本川沿いで河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。また、河道が蛇行している地域周辺において、氾濫流による木造家屋の被害が想定されている。</li> </ul>                                                                                        |

### 4-3-2 津波

○津波に関する災害リスク分析結果を以下に整理

| 分析の視点                      | 分析結果 ※分析図参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津波の影響を受ける人口規模・人口分布を確認      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波浸水想定区域に約 13 千人（高齢者約 6 千人）が居住しており、多くの市民が津波による影響を受けることが想定される。（※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計）</li> <li>・人口が集積する七尾港周辺の市街地や石崎地区においても浸水が想定される。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |
| 津波による被害が懸念される建物があるか確認      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・七尾港周辺の市街地では浸水深 1.0m未満の浸水が想定されが、木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m以上の建物はほとんどみられない。</li> <li>・石崎地区では、石崎漁港周辺で浸水深 2.0 未満の浸水が想定される建物がみられるが、全壊するとされる浸水深 2.0m以上の建物はみられない。</li> <li>・中島地区では、西岸駅周辺の沿岸部で木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m以上の建物がみられる。</li> <li>・富山湾に面する崎山地区、北大吞地区、南大吞地区では、木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m以上が想定される集落がみられる。</li> <li>・能登島地区では、木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m以上が想定される集落が外海に面する地域を中心にみられる。</li> </ul>              |
| 浸水が想定される地区における緊急避難場所の有無を確認 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・七尾港周辺の津波による浸水が想定される地域では、指定緊急避難場所がおおむね配置されている傾向にある。</li> <li>・石崎地区における津波による浸水が想定される漁港周辺では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があるものの、浸水範囲が限定的なため浸水想定区域外への避難が可能である。</li> <li>・中島地区における津波による浸水が想定される西岸駅周辺の集落では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があるものの、浸水範囲が限定的なため浸水想定区域外への避難が可能である。</li> <li>・崎山地区、北大吞地区、南大吞地区、能登島地区では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があり、後背地が山地となっているため、高齢者等にとって浸水想定区域外への徒歩での避難が困難な場合が想定される。</li> </ul> |

4-3-3 内水

○内水に関する災害リスク分析結果を以下に整理

| 分析の視点                      | 分析結果 ※分析図参照                                                                                                                                    |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認      | ・内水浸水想定区域に約 12 千人（高齢者約 4.5 千人）が居住しており、多くの市民が洪水による影響を受けることが想定される。（※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計）<br>・人口が集積する七尾港沿岸及び和倉温泉駅周辺の市街地において浸水が想定される。 |
| 事前に水平避難が必要な建物や地区を確認        | ・浸水が想定される市街地では広い範囲で浸水が想定されるものの、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物は一部にとどまり、2 階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物はみられない。                                               |
| 水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認 | ・建物への浸水が想定されている地域で、指定避難・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる。                                                                                                  |

4-3-4 ため池

－

4-3-5 土砂災害

○土砂災害に関する災害リスク分析結果を以下に整理

| 分析の視点                   | 分析結果 ※分析図参照                                                                                                                                             |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂災害の影響を受ける人口規模・人口分布を確認 | ・土砂災害の危険性が高い地域に約 14 千人（高齢者約 6 千人）が居住しており、土砂災害による影響を受けることが想定される。（※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計）<br>・人口が集積する市街地に隣接する地域で土砂災害が想定される。                    |
| 土砂災害による被害が懸念される建物があるか確認 | ・都市計画区域内の市街地では市全体と比べて土砂災害の危険性が高い地域は少ない傾向にあるものの、市街地に隣接する地域等では土砂災害による被害が懸念される建物がみられる<br>・都市計画区域外は、山地が占める割合が高い地理的条件もあり、土砂災害の危険性が高い地域が多く、被害が懸念される建物や集落がみられる |

4-3-5 地震

○地震に関する災害リスク分析結果を以下に整理

| 分析の視点                                                 | 分析結果 ※分析図参照                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 56 年以前に建築された建物の分布を確認<br>※都市計画基礎調査が実施されている用途地域内のみ確認 | ・旧耐震基準に基づき建築されたと想定される昭和 56 年以前の建物が、七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地で広く分布しており、能登半島地震では昭和 56 年以前の建物の被害が多い傾向にあったことから、大きな地震が今後発生した際の被害が懸念される。 |
| 木造家屋が密に分布している地域を確認<br>※都市計画基礎調査が実施されている用途地域内のみ確認      | ・七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地の建物の多くが木造・土蔵造であり、能登半島地震では木造・土蔵造の建物の被害が多い傾向にあったことから、大きな地震が今後発生した際の被害が懸念される。                               |
| 液状化危険度が高い地域における公共公益施設の立地状況を確認                         | ・七尾港周辺の液状化危険度が相対的に高くなっており、各建物での対策が必要な状況にある。                                                                                |

4-4 防災上の課題

○災害リスク分析の結果を踏まえ、防災上の課題を整理

**課題① 都市計画区域内の市街地において浸水や土砂災害が想定されており暮らしの場を継承していくための取組が必要**

- 都市計画区域内の七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の人口や都市機能の集積する市街地においても、洪水や津波等の浸水が想定されていますが、都市計画区域外と比較すると災害リスクは低い状況
- 災害リスクが低い傾向にある状況を活かし、既成市街地を今後も暮らしの場として継承していくために、想定される災害を踏まえた取組が必要

**課題② 都市計画区域外の集落をはじめとする大きな被害が想定される地域では命を守るための取組が必要**

- 都市計画域外では、洪水に対して2階への垂直避難が困難となる浸水深3.0m以上が想定される建物・集落や津波により木造家屋が全壊するとされる津波浸水深2.0m以上の建物・集落がみられる状況
- 山地が多くを占める都市計画区域外では、土砂災害の危険性が高い地域が多い傾向にあり、建物・集落への被害が懸念
- 上記のような命の危険を回避することが最優先で求められる地域における事前に避難することを徹底する等の命を守るための取組が必要

**課題③ 広い範囲で浸水や土砂災害が想定される中、能登半島地震により防災施設が被災しており、防災性向上に向けた取組が必要**

- 市内の広い範囲で洪水・津波等の浸水や土砂災害が想定されている中、能登半島地震で海岸施設や河川堤防、排水施設等の防災関連施設が被災しており、防災性が一時的に低下している状況
- 防災性が一時的に低下している中では、想定以上の災害リスクが懸念されたため、早急な防災関連施設の防災性向上に向けた取組が必要

4-5 防災まちづくりの方針

○防災上の課題に対応する防災まちづくりの方針を整理

**方針① 七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地を定住する場として選んでもらえる防災・減災まちづくり**

- 災害リスクが低いことを活かし、七尾市内での定住を促進するため、安心して暮らしの場として選んでもらえるよう七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地における防災・減災のまちづくりを進めます。

**方針② 一人ひとりが災害時に行動し、助け合うことのできる防災・減災まちづくり**

- 七尾市内において命にかかわるような洪水・津波の浸水や土砂災害が想定される地域もあることから、一人ひとりが自分事として想定される災害リスクを理解し、日ごろから災害への準備をするとともに、災害発生時には各自が行動し、助け合うことができるよう地域での防災・減災のまちづくりを進めます。

**方針③ ハード・ソフト両面から取組を行う総合的な防災・減災まちづくり**

- 想定される災害に対して、ハード対策での対応は期間が長期化し経済的にも行政に大きな負荷がかかるため、長期的にハード対策を随時進めながら、短期・中期的にはソフト対策を講じながら、ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災のまちづくりを進めます。

○防災まちづくりの方針及び災害リスク分析を踏まえ、災害種別ごとにハード・ソフト対策の方針を整理

| 災害種別 | ハード対策（長期）                    | ソフト対策（短期・中期）                                              |                                                                                     |
|------|------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水   | ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る | ・各種災害リスクの情報を発信し、防災意識の啓発を図る<br>・地区防災計画等の地域での事前の防災・減災の取組を支援 | ・浸水深 3.0m以上の地域、家屋倒壊等氾濫想定区域をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る<br>・活用できる避難場所の検討 |
| 津波   | ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る |                                                           | ・浸水深 2.0m以上をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る                                 |
| 内水   | ・排水施設の更新を推進し、浸水防止を図る         |                                                           | ・浸水深 0.5m以上をはじめとする地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る<br>・活用できる避難場所の検討                        |
| ため池  | ・ため池の耐震性を強化し、堤体の決壊による浸水防止を図る |                                                           | —                                                                                   |
| 土砂災害 | ・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害の防止を図る     |                                                           | ・土砂災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る                                                |
| 地震   | ・住宅等の耐震対策を支援し、建物の倒壊防止を図る     |                                                           | —                                                                                   |

4-5-1 洪水

市全体

【災害リスク】

- ・洪水浸水想定区域に約 24 千人が居住しており、多くの市民が洪水による影響を受けることが想定される
- ・指定避難所・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・

ソフト対策（短期・中期）

- ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発
- ・高齢者や要配慮者等の避難体制の確保
- ・活用できる避難場所の検討

【災害リスク】

- ・2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0 m以上の浸水が想定され、建物内での避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

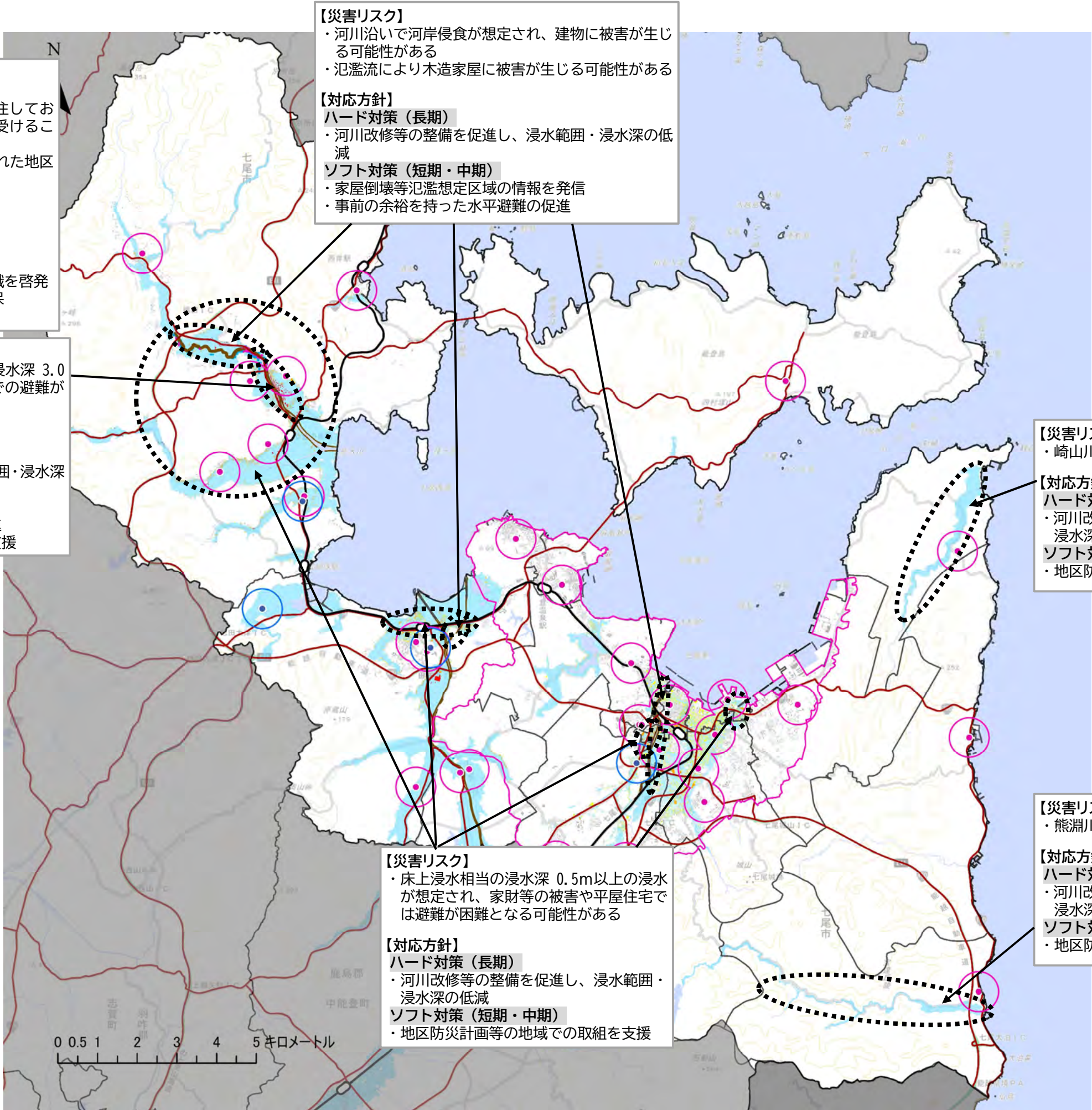
- ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

凡例

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所バッファ500m
- 指定緊急避難場所バッファ500m
- 鉄道駅
- 鉄道
- 緊急輸送道路
- C0401\_01 建物用途現況 七尾市R01
- 浸水深区分別建物
- ～0.5m
- 0.5m～3.0m
- 3.0m～5.0m
- 5.0m～10.0m
- 浸水なし
- 洪水浸水想定区域 想定最大規模 R5
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 河岸侵食による被害が想定される建物
- 氾濫流による被害が想定される建物



4-5-2 津波

市全体

【災害リスク】

- ・津波浸水想定区域に約 13 千人が居住しており、多くの市民が津波による影響を受けることが想定される
- ・指定避難所・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・

ソフト対策（短期・中期）

- ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発
- ・高齢者や要配慮者等の避難体制の確保

【災害リスク】

- ・浸水深 2.0m以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

【災害リスク】

- ・浸水深 2.0m以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

【災害リスク】

- ・浸水深 0.3m以上 2.0m未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

【災害リスク】

- ・浸水深 2.0m以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

【災害リスク】

- ・浸水深 0.3m以上 1.0m未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

【災害リスク】

- ・浸水深 0.3m以上 2.0m未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

【災害リスク】

- ・浸水深 0.3m以上 2.0m未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

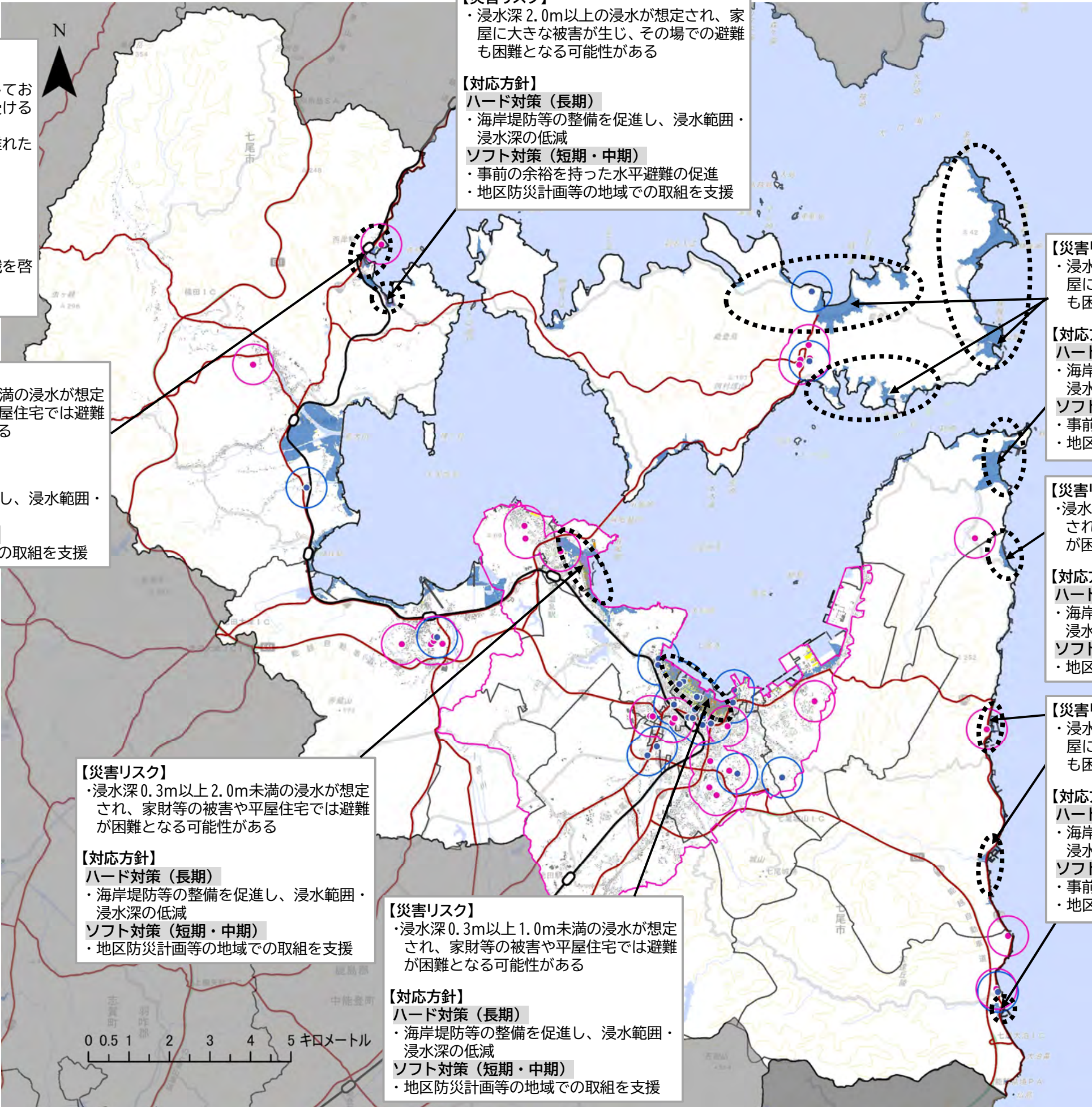
- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

凡例

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所バッファ500m\_津波
- 指定緊急避難場所バッファ500m\_津波
- 鉄道駅
- 鉄道
- 緊急輸送道路
- 津波浸水深区分別建物
- ～0.3m
- 0.3m～1.0m
- 1.0m～2.0m
- 2.0m～4.0m
- 浸水なし
- 津波浸水想定区域\_最大浸水深\_H29



4-5-3 内水

市全体

【災害リスク】

- ・洪水浸水想定区域に約 12 千人が居住しており、多くの市民が内水による影響を受けることが想定される
- ・指定避難所・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・排水施設の更新を推進し、浸水防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発
- ・高齢者や要配慮者等の避難体制の確保
- ・活用できる避難場所の検討

【災害リスク】

- ・広い範囲で床下浸水相当の浸水深 0.5m 未満の浸水が想定され、袖ヶ江地区の七尾港沿岸では床上浸水相当の浸水深 0.5m ～3.0m の浸水がみられる

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・排水施設の更新を推進し、浸水防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取組を支援

【災害リスク】

- ・床上浸水相当の浸水深 0.5m～3.0m の浸水が想定されるが、指定避難所・緊急避難場所から距離が離れている

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・排水施設の更新を推進し、浸水防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・活用できる避難場所の検討

凡例

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所バッファ500m
- 指定緊急避難場所バッファ500m
- 鉄道駅
- 鉄道
- 緊急輸送道路
- 浸水区分別建物
- ～0.5m
- 0.5m～3.0m
- 浸水なし
- 浸水想定区域

【災害リスク】

- ・広い範囲で床下浸水相当の浸水深 0.5m 未満の浸水が想定され、一部では床上浸水相当の浸水深 0.5m～3.0m の浸水がみられる
- ・県道七尾輪島線が浸水することが想定され、和倉温泉街周辺と七尾中心市街地の分断が懸念

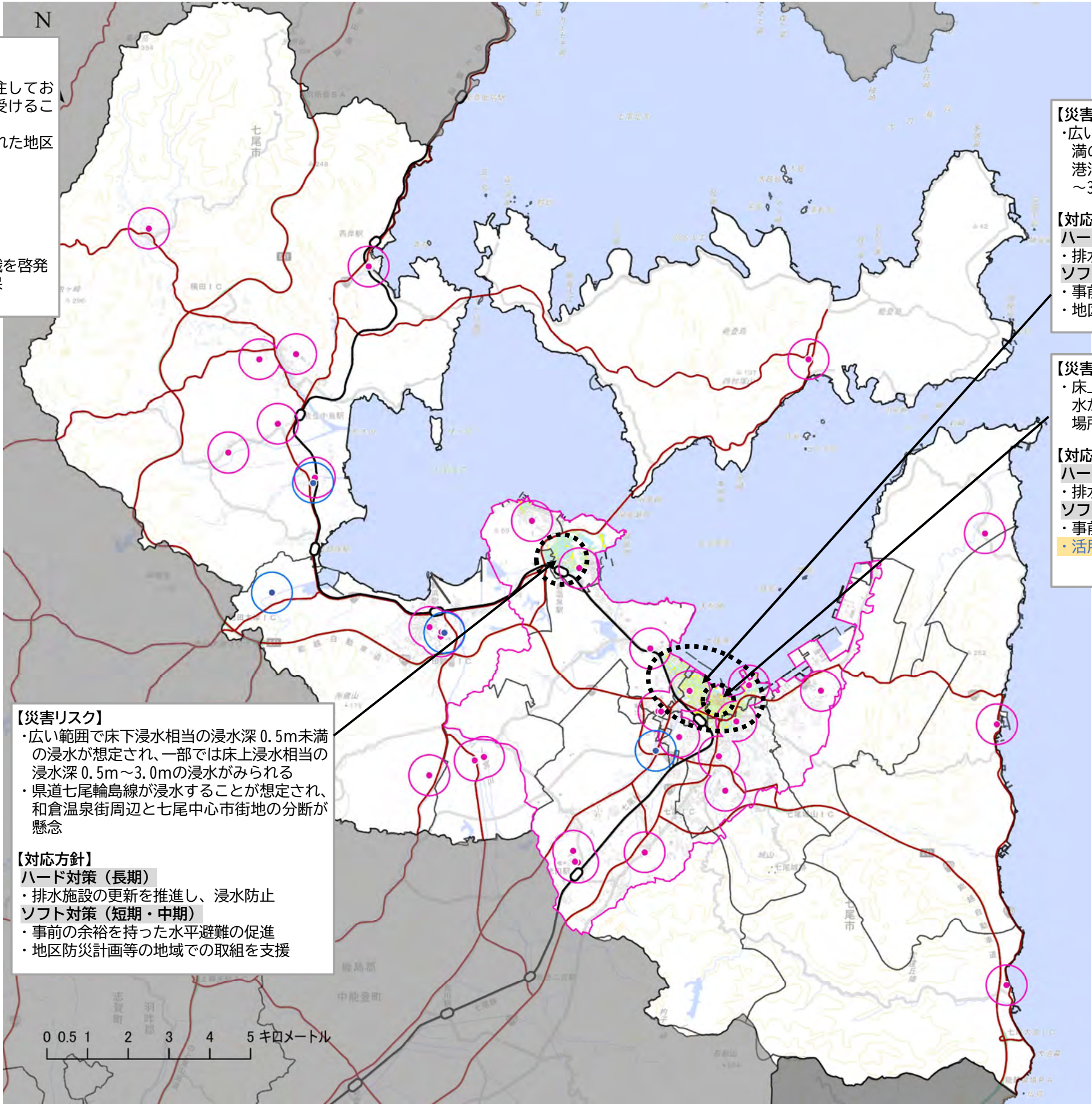
【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・排水施設の更新を推進し、浸水防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取組を支援



4-5-5 土砂災害

市全体

【災害リスク】

- ・土砂災害の危険性が高い地域に約14千人が居住しており、土砂災害による影響を受けることが想定される。
- ・土砂災害の危険性が高い地域に建物の分布がみられ被害が生じる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害を防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発
- ・事前の余裕を持った水平避難の促進

【災害リスク】

- ・地滑り防止区域の範囲内に指定避難所（鉾打農林漁家高齢者センター）が立地しており、発災時に施設に被害が生じる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・指定避難所の強化を検討

ソフト対策（短期・中期）

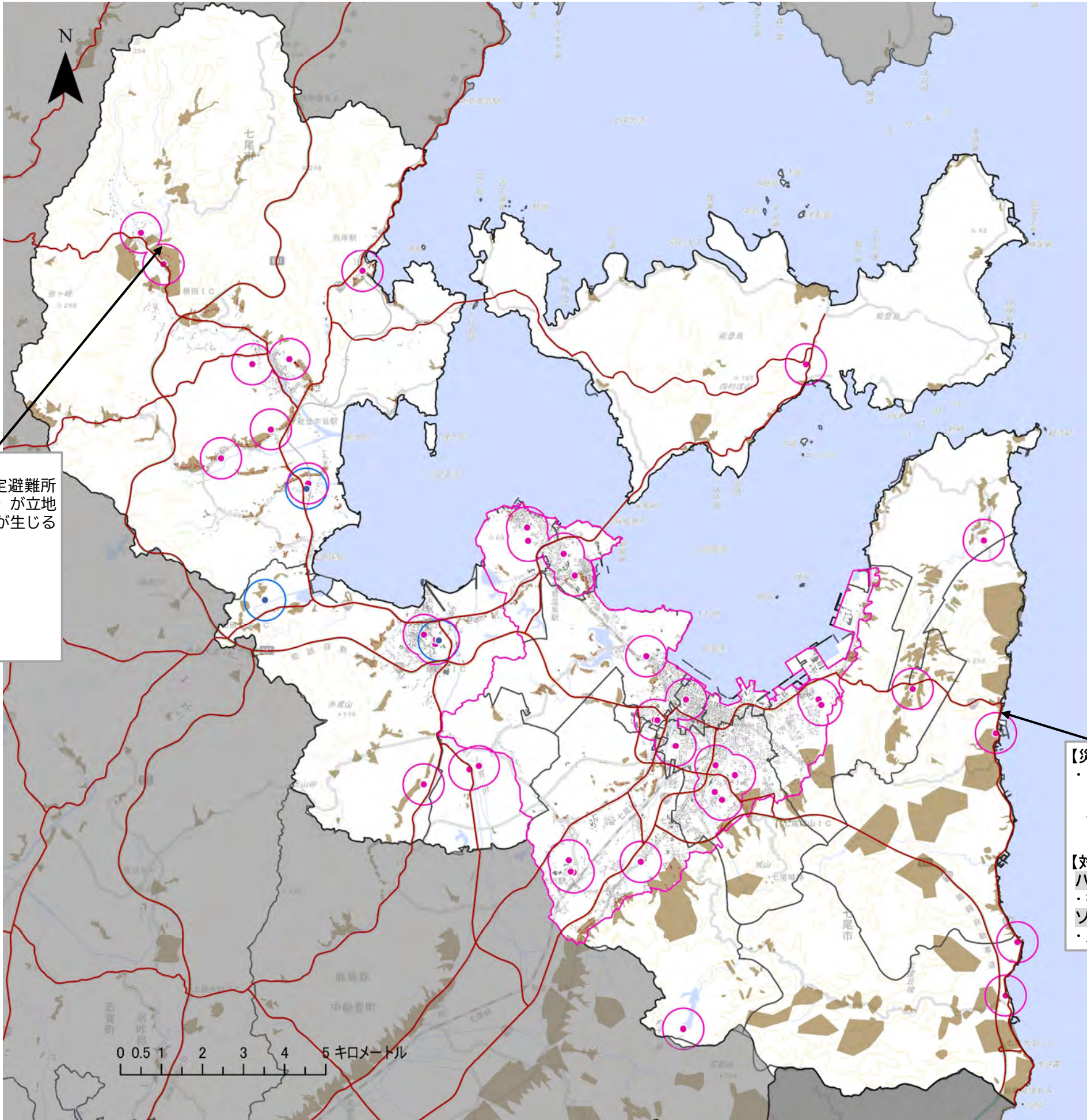
- ・土砂災害のハザード情報の発信

凡例

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 緊急輸送道路

土砂災害リスク

- 土砂災害の危険性が高い建物
- なし
- 土砂災害のリスクが高い地域
- 指定避難所兼指定緊急避難場所バッファ500m\_土砂
- 指定緊急避難場所バッファ500m\_土砂



【災害リスク】

- ・地滑り防止区域の範囲内に指定避難所（北大谷地区コミュニティセンター）が立地しており、発災時に施設に被害が生じる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・指定避難所の強化を検討

ソフト対策（短期・中期）

- ・土砂災害のハザード情報の発信